
平成24年第7回大和町議会定例会会議録

平成24年12月5日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会計課長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政策課長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 まちづくり課 危機対策官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 徴収対策室長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産業振興課長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「一般質問」

- ・今野 善行 議員
- ・松浦 隆夫 議員
- ・堀籠 英雄 議員
- ・藤巻 博史 議員
- ・平渡 高志 議員

日程第3「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度大和町一般会計補正予算)」

日程第4「議案第74号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例」

日程第5「議案第75号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第6「議案第76号 会話町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」

日程第7「議案第77号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例」

日程第8「議案第78号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

日程第9「議案第79号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第10「議案第80号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第11「議案第81号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第12「議案第82号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第13「議案第83号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第14「議案第84号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第15「議案第85号 黒川地域土地開発公社の解散について」

日程第16「議案第86号 黒川地域行政事務組合理約の変更について」

午前9時58分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番藤巻博史君及び9番松川利充君を指名します。

日程第2「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番今野善行君。

1 番（今野善行君）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

内容は1件3要旨ということで提出をさせていただいております。

一つはと申しますか、TPP（環太平洋経連携協定）の参加問題について質問をさせていただきたいというふうに思います。

ご案内のように、先般衆議院が解散され、きのう告示されたわけですが、その中の争点の一つにこのTPPへの参加が取り上げられているところでございます。このTPP参加が地域経済に与える影響が、農業への影響のみが突出されて報道されることが多いわけでありまして。ただ、掘り下げてみますと、それだけではなくて国民皆保険制度の崩壊とか医療制度、特に現在行われている保険診療と保険外診療の併用の制限がなくなって自由診療という形になって、その自由診療になると利益率の高い診療が

ふえてくるということで、お金のない人は今度医者にかかれぬ人が出てくるのではないかと懸念がされていることもあるわけでありませう。そういう意味で、下手をすると医療難民といひませうか、そういう人たちがふえる可能性があるのではないかと。

それから、雇用の面では、要するに外国の企業が入ってくることによつて安い外国人労働者も同時に流入してくるのではないかとということで、国内でのそういった労働面での、雇用面での不安が取り上げられております。

そのほかにも金融・保険、これは特に米国が日本のこの金融資産、これに狙いをつけているとも言われているわけでありませうが、そういうものとか公共調達、各般にわたる影響が懸念されているところがございます。この辺についてはいろいろ新聞報道でご案内のとおりかというふうに思ひませう。

これも言うまでもないことだと思ひませうが、そもそもこのTPPは自由貿易主義という考え方がベースにあつて、すべての関税をゼロにするということが大前提になっていることでありませう。そういう意味で、すべてが競争原理に基づいた考え方に立っているということで、要するに競争力の弱い分野が大きく打撃を受けるというふうにされているわけでありませう。TPP問題については平成22年の12月本議会においても取り上げられているようでありませうが、本町としてのTPP問題の対応については県町村会の取り組みとか関係団体への支援をするということでのご回答でございました。

現在、衆議院の選挙になったということもあつて具体的な進展は見えない状況ではありませうけれども、これまでの二十数年間、要するにバブル崩壊後の日本の経済、その中で貿易偏重ということで経済を復活させるために貿易をやはり上げなければだめだというのが、経済に軸足を置いて、そういう経済政策がとられてきたというところでもありませう。その当時は経済のグローバル化ということでどんどん進められたという経過がありませう。あと、その後、あとは聖域なき構造改革ということでいろんな規制緩和がなされてきたわけでありませうが、これが日本の経済にプラスに影響するんだということで進められてきたわけでありませうが。実際は必ずしも、結果的にでありますけれども、地方経済にもたらしたというのは中小製造

業とか非効率部門、特に農業問題とかあるわけではありますが、そういう分野の切り捨てというようなものであったというふうにされております。そこで、ある一定の経済効果は上がったんでありますが、結果的にやはり大都市に経済成長の果実といいますか、都市に集中してしまったということで、地方交付税の削減とか、あるいは健康保険の負担の問題とかいろいろなことが取り上げられて問題になった経過があります。そういうことがこのＴＰＰ問題の中では非常に問題視されているところでございます。

これが参加が現実のものになった場合、まず質問でありますけれども、本町の経済全般に与える影響をどのように捉えて、どのような対応策をお考えか、お伺いしたいということでございます。

それから、もう１点は、今地方分権が言われているわけではありますが、そういう中でやはり地方といいますか、自治体、地域の自治体として持続可能な地域経済を生み出す明確な、言ってみれば近未来像の策定、これを急ぐべきではないかというふうに思うんでありますが、どういうふうにお考えか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、もう１点は、私の分野でありますけれども、本町でも基幹産業というふうに位置づけております農業の振興方策についてです。現在、水田農業ビジョン、これをベースに国の政策に合わせた形である程度見直しを行いながら対応してきているところでございますが、今後改めてこのＴＰＰ問題を踏まえた水田農業ビジョンの見直し、いわば農業振興方策の見直しをすべきではないかというふうに思うんでありますけれども、その辺のご見解をお伺いしたいというふうに思います。

以上、３点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまの今野議員のご質問でございますが、ＴＰＰにつ

きましては、今お話あったとおりでございますけれども、2006年5月28日にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で発行した経済連携協定で、2015年までに貿易の関税をゼロにすることが約束されておりまして、製品のほか医療、金融、保険、雇用、公共調達など、議員お話しのとおり包括的な自由貿易協定でございます。この4カ国にアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアの5カ国が加わって9カ国で2010年3月から拡大交渉が行われておるところでございます。日本政府もTPPに参加の意向を示していることから、現在さまざまな分野で参加の是非が取り上げられているところでございます。

去る11月21日に東京で全国の町村長で構成いたします全国町村会大会が開催されておりますが、TPP参加に反対する決議を全会一致で採択したところでございます。この決議では、TPP参加に伴います関税撤廃によって安価な輸入品が激増し、農林漁業に壊滅的な打撃を与えることは明らかであるとして、地域の基幹産業である農林漁業だけでなく、地域経済、社会の崩壊を招くものであると懸念を表明したところでございます。

お尋ねのTPP参加が現実のものとなった場合を想定しての1要旨目、本町の経済全般に対する影響と対応策ということでございますが、一般的には関税を撤廃することにより輸出関連産業には有利に働くとされておるところでございます。町内には自動車関連企業やIT関連企業も立地しておりますことから、これら輸出関連企業において成長が予想され、これに伴います関連企業の集積や雇用の拡大、定住の促進が推進されるのではないかと考えております。

一方で、本町の基幹産業は稲作を中心とした農業でございまして、全国町村大会での決議のとおり、安価な輸入品がふえることによりまして農業は大きな打撃を受けるものと考えます。このことにより、農地の持つ多面的機能や農村社会におけます集落機能の減退にもつながるのではないかと懸念するところでございます。

町では、企業誘致と農業振興を産業政策、まちづくりの柱としておりまして、そのために必要な対策を今後もとっていきたいと考えているところでございます。

次に、2 要旨目の持続可能な地域経済を生み出す明確なビジョンの検討についてでございますが、第四次総合計画におきまして産業施策として、①としまして、一つ目は積極的な企業誘致と既存工業の振興、二つ目に農林水産業の振興、三つ目に商業の活性化と観光の振興、四つ目に雇用の安定と勤労者福祉の充実を掲げ、そのために必要な基盤整備や産業支援等を行い、まちづくり全体として成長戦略をとってきているところでございます。

TPP 参加となった場合、国がどのような対策をとるのか注意深く見きわめていく必要がございますが、基本的には将来像の「自然豊かでひとと産業が元気なまち」、基本方針の「宮城の元気を創造する産業のまちづくり」を変えることなく、社会情勢の変化に伴い基本政策の変更が必要な場合は所要の見直しを行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、3 要旨目、水田農業ビジョンの見直しと町独自の施策展開についてでございますが、水田農業ビジョンの見直しは、国の施策に合わせ町独自の対策を組み入れながら毎年見直しを行っているところでございます。今後も水田農業の活性化に必要な施策は、関係者と協議しながら行ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

このTPPへの参加問題、今、町長のご答弁にもあったんですが、基本的に国レベルの議論としてなされているところでございます。個人的にも輸出産業を担う企業を抱える本町にとっては、その良し悪しの判断についてはなかなか難しいかなというふうに思っております。ただ、町民の暮らしと申しますか、生活の場はやはり大和町内にあるわけでありますので、この点にやはり軸足を置いて対応策を考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、今、この町長の答弁の中で第四次総合計画をベースにした対応ということでは言われているわけではござい

すけれども、何ていいますか、例えばいろんなところで影響試算されているわけでありましたが、私の質問でもちょっと町の経済への影響を質問しているわけでありましたが、具体的なご回答なかったんでありますけれども、国の試算、国の試算もそれぞればらばらにいろいろ試算されているようでございます。内閣府では、このTPP参加によって2.4兆円から3.2兆円の経済効果が出るんだという試算をしているようでございます。それから、経産省は逆に参加しないと輸出産業で10兆円超の損失になるんだということを言っております。また、農水省では、農業とその関連産業で8兆円近くの損失があるんだというような試算がされているわけでありまして。この経産省と農水省の試算の差額が大体内閣府の経済効果にぶつかるような感じがしますけれども、いずれにしても経産省のこの試算もいろいろ課題があるという指摘がされております。それから、農水省も同様に、例えばこの8兆円弱の損失部分については、米といった重要品目、乳製品とかそういう品目のみで計算をされているということで、どうもどちらを見てもこの試算に問題があるということで、第三者的な立場で試算したというのがございまして、ちょっと内容をよく理解してないんでありますけれども、GTA Pモデルという試算の方法があるようであります。これで試算していきますと、農産物について、私、農産物しかちょっとデータないんですけれども、米で約7割弱、それから小麦で5割弱、砂糖、牛肉は2割弱といったような試算がされているようでございます。これを単純に本町の農業関係に置きかえていきますと、いろいろ調べたんですが統一したデータがないので、例えば平成17年の数字なんですけれども、粗生産額で、米では12億8,000万の減収入になるという試算、単純なんですけど、減収になると。販売農家でありまして、1戸当たりになりますと110万余りの減収となるということでありますので、それだけじゃなくて、やはりそれに関連するいろんな産業もあるわけでありまして、全体の経済、この地域、本町の経済に与える影響も大きなものがあるんじゃないかなというふうに思います。

今の町長の答弁の中で輸出関連企業が多い中で、これが本町の関連企業の集積とか雇用の拡大とか定住の促進に一定の効果が出てくるのではないかと試算がされている、考え方をされたわけでありましてけれど

も、一方で今の為替相場と申しますか、自由為替と申しますか、要するに変動為替の中で円高基調の中で輸出しますと、例えば輸出して企業としては利益が出ますというふうになるわけではありますが、ところがその出た利益を今度逆にドルを円にかえますと円高になってしまうので、そのお金は結局海外で投資する、使うというような形になって、それほど国内の経済へのプラス効果というのは期待できないのではないかというような見方をされる方もいるようであります。そうなった場合に、やはり本当にＴＰＰ参加がプラスに動くのかどうかということがあるかと思っております。いろんな面で関連する商業、工業あるいは製造業の波及も懸念されるわけありますので、それが地域経済の衰退を招きかねないという事態になりかねないのではないかというふうに思っております。そういう意味で、個人的に反対ということなんでありますけれども、そういった影響を踏まえた対策をもう少し具体的に考えていくべきではないかなというふうに思いますけれども、その点について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ＴＰＰの問題でございますが、私、先ほど産業によっては、いわゆる輸出関連については関税がなくなるのでそういう競争力がつくのではないかというお話、輸入については逆の方向が出てくるので厳しい環境になるのではないかという一般論的な話をさせていただきました。あと、円高の問題とかそういったもの非常にいろいろあるんだというふうに思います。

また、試算につきましても、お話しのとおり、推進する省庁ではよい試算と申しますか、結果的に。あと、反対するところではマイナスの試算ということで、どれを見たらいいんだということで、それも先般、随分議論になっておったところでございます。ＧＴＡＰモデルというんですか、ちょっとそれ私よくわかりませんが、そういったいろんな

試算がある中でやっております。それで、これはTPPを100%受け入れた場合にはゼロゼロの場合のケースで一応そういうケースが検討されている部分と、あと今ゼロか100、ゼロゼロではなくていろいろ特例を見ながらというような説明といたしますか考え方もあるということで、さまざまな方向で進んでいるといたしますか、検討が今後なされていくんだというふうに思っております。ゼロゼロというか、全くそのまま受け入れということですね、そういうことになった場合にはかなり大きな影響といたしますか、当然あるかというふうに思いますので、そういった意味で町村会のほうでは、そういったことがあってはいけないということ、認めているということではなく、反対ということで全国町村会の中で統一見解を出しておるところでございます。

今、その中でいろんな議論がなされ、またこれは国内だけではなくて、いわゆる相手国との交渉の中でいろいろ設定がなされてくるというふうに思っておりますので、どの段階のどのレベルの設定をとということがなかなか難しいんだと思っております。ましてや国レベルの話、国というかそういう相手の中で大和町に対する影響ということ、そういった試算の数値的なものはさっきお話いただきましたけれども、例えば1戸当たり100万円の減収になるといった場合に、それに対して国がどういう施策をするのか、また町がどういう施策をしなければいけないのか。また、関係団体がどういうことをやるのか。そういった110万というものに、金額は別としましても何かあった場合に町単独ではない形になってくるんだというふうに思っております。そういった意味で、町独自ということができれば一番よろしいのかもしれないけれども、このものに対しての考え方、町独自の進み方というのはちょっと難しいのではないかとというような考えを持っております。今後これが交渉されるかどうかということも含めてになってくるわけでございますので、まだまだ今の段階で我々の段階のレベルで試算というのは非常に難しいのではないかとというふうに思っておるところでございます。

したがいまして、そのことに対する対応策ということになる、具体的なことになりますと、今どういったことができるのか。例えば、今まで戸別補償とかそういったものが一歩進んで、TPPがあるからという間

題ではなくて進んでいるのかもしれませんが、そういったものも出てきている中でございますので、やはりこれは国等々の進み具合、国の考え方、先ほど申しましたけれども、団体等の考え方、そういったものも総合した中でやっていくことが基本だというふうに思っております。また、そういったものがある程度できた中で、次、町独自のものとかそういったものは考えるほうが、さっきの水田農業ビジョンとかもあるわけですから、取り組みがあるというふうに思っておるところでございます。まず、ちょっと具体的にないのかと言われればそういうことになりますけれども、まずはどういう段階でスタートになるのかという基本的な部分がまだまだ明確でないところだというふうに、今段階、考えておりました、そういった意味では今後の動きにつきましてしっかり注目をしながらその対応を考えていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

今、町長さんの答弁のとおりだというふうに思います。ただ、今、戸別所得補償制度があって、結局価格差補填されるわけですね。今の試算でいきますと、今、農水省の予算が大体3兆円弱ですね。2.7兆円ぐらいだと思うんですか、それをつぎ込んでも足りない、仮にさっきの試算でいきますと。そうなった場合に、じゃあその足りない分を今度どうするんだという、逆に国のレベルの話で恐縮なんですけれども、そういう問題が出てきます。そうなった場合に、それが地方、県なり、やはり市町村のほうにも影響してくるのではないかなというふうに思うんです。そういう意味で、やはり独自にそれを前提にした我が町の経済をどういうふうにして基盤つくっていくかということを考えていかなければいけないかなというふうな思いで1番目の質問をさせていただきました。

それから、二つ目の持続可能な地域経済の問題でございます。これは前段で申し上げたのに関連してといたしますか、流れでございますけれど

も、ある意味このＴＰＰ問題を契機にしたこの地域のあり方を検討するやはり機会にすべきではないかなという考え方に立って二つ目の質問をさせていただいたわけであります。結局、ＴＰＰ、自由経済、自由競争の中で企業が海外と競争する以上はやはり結果的に国際競争力をつけなければならないということだと思ふんです。いろんな、例えば農産物の輸出の問題もいろいろあるんでありますけれども、それらも含めてそういう国際競争力をつけていかなければないと。

さっき申し上げましたように、そういう意味では各輸出産業にとってはストレートに収益に結びつくとは限らないと思ふんです。そういう意味では、いかに国際市場で、いわば価格競争に勝ち抜いていくのかということになりますと、勢い製造コストあるいは生産コストを下げるしかないんです。そうなったときに、先ほど申し上げたような為替の変動相場制の中にあっては、円安の状態でないで収益に結びつかなくて結局経済効果も下がってしまうということになってしまふと思ふんです。それは結果的に景気の向上につながらないとなると、要するに今の現状のデフレ経済からなかなか脱し切れぬということにもつながっていくのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、このＴＰＰの参加、加入問題というのは結果的に絵に描いた餅になりかねないかなという思いもあります。

そういう中で、この地域の政策主体である町が、さっき申し上げた地域の経済社会の持続可能性を確保するという意味では、住民の生活を支える政策、言ってみれば、お金が町内で循環する仕組み、それをやはり構築していく必要があるのではないかなというふうに思います。要するに、住民が働いて所得を得られる機会、場、これをつくって、地域とかそういった、きのうもいろいろご質問の中にありましたけれども、地域の共同体の機能の低下の問題とかそういうのを補完するような仕組みを町として考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それらが、要するに足が地についた自治体としての経済政策につながるのかなというふうには思っておりますので、そういうことをこれから、特に第四次計画の話もあったわけでありますが、それらの具体化、具体的なアクションプラン等の中でやはり具現化していくべきかなというふ

うに思います。

例えば、農業従事者、ちょっと農業問題で申し上げますが、農業従事者の高齢化が進んでいる。あるいは、集落機能の低下、先ほど町長のお話にもありましたけれども、そういうふうな現状の中で、今、多く出てきております集落営農の仕組み、これをやはり支援を強化していく必要があるのかなというふうな思いがあります。これらを具体的な計画の中に取り入れていく必要があるのかなというふうに思います。特に集落営農の関係については、平成19年からの経営所得安定対策、このときに結構いっぱいつくられたということでありまして、当時はやはりそれがないと補助金が受けられないという縛りといいますか、ネックがあったわけでありまして。そういう意味で、さっき前段で申し上げたような本来目的とするような集落機能の関係とか地域のコミュニティの問題とかそういうところに至っていないということで、単なる補助金の受け皿で終わっているような組織の現状かなというふうに思います。そういう意味で、さっき申し上げた集落営農の支援を強化していただけないかなというふうに思うところであります。

それから、もう一つは、やはり食の連携による地域経済循環の創出、これをやはり考え、具体的に進めていくべきではないかなというふうに思います。これは今国も進めております6次化、産業のでありますので、商業とか、あるいは製造業との連携の中で地域経済の循環を図っていくべきではないかなというふうに思います。

私ごとでちょっと恐縮なんですけれども、あさひなとして転作絡みで大分大豆の面積がふえました。そこで、私も提案をしてきたんですけれども、やはり地域内の豆腐屋さんで豆腐をつくってもらうとかそういうことを提案してずっとやってきたんですが、去年、一昨年ですか、町内の豆腐屋さんにも町内産の大豆を使って豆腐をつくってもらっております。今販売も一部しているわけでありまして、そういう地域内の経済活動、それが活性化するようなやはり支援、仕組みを考えていくべきではないかなというふうに思います。

それから、そのほかにいろいろあると思うんですが、本議会のほうでいろいろ取り上げられております病院の問題です。これもやはり黒川病

院を核とした地域医療のネットワーク化といいますか、これを構築をして、そして産婦人科の問題とかいろいろあるわけでありましたが、それを解消するような仕組みをして住民の生活の基盤を支えていくという政策といいますか、これも考えていく必要があるのかなということ、そのほかにもいろいろ取り上げるべきことがあるのかなというふうに思います。そういったことをぜひこれからの第四次総合計画の推進の中でうまく具現化していただければ、なお住民のニーズに応えられるし、また地域の活性化あるいは経済の発展につながるのではないかなというふうに思っております。

なぜそういうこと申し上げるかということ、我が大和町、本当に船形連峰を抱えて自然環境が豊かであります。それから、先ほど来ありますように、企業が立地されて働く場もあります。それから、人口もふえて居住環境も整備されてきておりますと。また、それを支える食料、農業生産もありますと。そういう意味では、一つの、何ていいますか、全体的なバランスのとれた地域資源が我が町にはあるのではないのでしょうかということでもありますので、これらをうまくコーディネートしていくコーディネーター的な役をしていくのが町、行政ではないかなというふうに思っております。ぜひこれから、さっき申し上げた第四次の総合計画の中のアクションプランの中に具体的に、やはり町としてもっとポジティブに取り組んでいく姿勢をその中に示していただきたいというふうに思います。

今、申し上げたようなことについて、もし町長さんのほうから何かお考えなりご意見がありましたらお願いしたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいま今野議員のほうからいろいろご意見といいますか、ご提言といいますか、いただいたところでございます。お話しのとおり、地域で循環するといいますか、お金もさることながらすべてのことが。そうい

ったことが非常にいいことだろうというふうに思っておりますし、今もちろんそういったものに向かってやっているところでございます。地域、そういったものがいろいろつながって大きな循環になっていき、また国が成り立っていくというふうに思っております。一つには産業の誘致ということで、働く場を設け、そして居住地を設けて、そこで循環をする。そこでお金も回るといいますか、また農産物につきましては地産地消。お話あったとおり、大豆とか、あとソバとかそういったものをやっておりますし、あさひなさんでもいろいろ積極的な取り組みをやっていただいているというふうに思っております。

また、そういったことで、そういったものを利用してのいろいろな産業化といえますか、そういったものも、6次産業と今言われておりますけれども、まだまだそこまでは大きくはなっていないところがありますけれども、今後農作物についてはそういったつくるだけではなくて製品化をして、そしてもう一つの構造体といえますか、産業を構築してやっていくという方向性、そういったものに向かってということで、そういったことがこれからの農業には必要だと私も考えております。

また、医療費につきましても、医療圏につきましてもそのとおりでございまして、ここは黒川医療圏というのは仙台圏に今一緒になっているところでございますけれども、やはり黒川医療圏というのが基本的には黒川地区というのがあるわけございまして、黒川病院を中心にして医師会等と今のネットワーク、または消防関係のネットワーク、そして消防と仙台の病院とのネットワーク、そういったものもつなぎながらもやっているところでございまして、お話しのとおり、そういったことの必要性あると思っております、それに取り組んでおるところでもございます。

環境がすべて整ったバランスのよい地域ということで、この恵まれた地域が大和町でございまして、そういったものを最大限活用した中で、住民の方々、または企業の方々に働きやすい環境、住みやすい環境、そういったものをつくっていかねばいけないと。これからも精いっぱい努力してまいりたいというふうに思います。

ポジティブにかかわってということで、決してネガティブとは思って

おりませんが、もっともっとポジティブにというご激励というふうにとらせていただきます。こういったことにつきましては、もちろん町で指導といいますか、提言といいますか、取っかかりといいますか、そういった役割もあろうというふうに思っておりますし、またそれぞれの団体さんといいますか、そういった方々と協働の中でもやっていくということも当然必要です。また、町民の皆さん、そういった方々との協調、協働、そういったことも必要でございますので、こういった厳しい環境ではございますけれども、そういった中で恵まれた地域にある大和町でございます。

農業につきましても、さっき集落営農につきましてお話がございましたが、確かに集落営農、これまでの農政の中でいわゆる補助金の受け皿的な役割という形で進んできた現実があるというふうに思っております。それに積極的に取り組んでいただいて、進んで取り組んでいただいた中で積極的な取り組みをいただいた地域であるのも大和町だというふうに思っておりますので、一歩進んだ形でこれまでも来ている現状にもあるというふうに思っております。これにつきましても、地域の受け皿といいますか、そういったもう一歩進んで形でのものにやっていければというお話もございました。今、昨日あたりもお話ありましたが、区の問題とかそういった課題もあるところでございますので、そういったことにつきましても皆さんと協力をしながら、農業団体としての役割、同時に地域のつながりを持つための役割を担っていただけるようになってもらえばというふうに思っておりますし、町としましてもそういった取り組みについて一緒に協力体制をとって取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
今野善行君。

1 番 (今野善行君)

今のお話のように、昨日もちょっとお話ありましたけれども、やはりボール投げてやらないと返ってこないということだと思っておりますので、ぜ

ひそういったきちんとした政策としての旗印を出して、そしてリアクションといいますか、反応をしてもらえるような取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目の要旨でございますが、これは水田農業ビジョンの見直しということではありますが、これは冒頭のご回答にあったとおりかというふうに思います。ただ、あれも国の政策をやはりベースにして、それを大きくはね出すといいますか、あるいは大きくプラスになるような内容ではないかなというふうに私思っております。やはりそれを越えた、水田農業でなくて農業全体の振興、特に今、米の消費が減っている、そういう中で転作がふえていく。そうなったときに、その農地をどういうふうに活用していくのかとかそういう部分をもう少し町として今ある水田農業ビジョンの中に組み入れてもらっていく必要があるのかなというふうに思います。これはさっき言った、要するにボールを投げないければ答えが返ってこないんでないかということと同じなんではあります、ぜひその辺の取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

これも一つの流れの中ではありますが、我々産業建設常任委員会で徳島県の上勝町の視察に行かせていただきました。ここは葉っぱビジネスで町民2,000人、1,900人足らずの町ではありますが、やはりそれでも一つの町として機能してやっているというのは、今そういった葉っぱビジネスの産業が一大産業として機能しているからかなというふうに思います。そういうものを本町でも、まねをしろということではないんですけども、できることはまねしてもいいと思うんですけども、そういうことも自身やっていかないとやはり経済もですが、町としての発展も進んでいかないだろうし、それからもう一つはさっき転作と、それから地域の人口減少、いろいろ前にもお話、議会でも取り上げられております。旧村地域の人口減の問題とかあるわけではありますけれども、やはりこれもそういう集落での農業に対する期待といいますか、あるいは農業、例えば農地を集積して担い手に集積していく。そうすると、委託した人は農業から離れていくと。そうしますと、そこにいなくてももういいのかなということで流出していくということだと思いますので、そういうことないように地域にそういう人たちが残るようなビジネスをやはり考えて

いくべきかなというふうに思います。

それから、もう一つは、身近なところでは、ご存じかと思うんですが鳴子の米プロジェクトのお話があるかと思っています。これは日本の、本当にさっきの地域循環、経済の循環と同じ中身で、要するに米をベースにして地域の中でお金を動かしていくという考え方なんです。米をつくる人には1俵1万8,000円、60キロ1万8,000円の手取りになるようにするということです。買う人は2万4,000円で買うんだそうであります。6,000円はいろんな事務経費とか、そのプロジェクトの事務経費とかそういうのに充てるんだそうであります。今の状況からしますと、1万8,000円ぐらいあると農業者の人たちはやはり再生産がある程度可能だということですので、そういう地域の中で消費をして経済を動かすといいますか、こうした発想を起こし得る仕掛け人として、町の機能として果たしていくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひこういった取り組みを進めていただきたい。

地産地消は、さっき大和町の地域資源の話しましたけれども、ある意味つくれば消費地があるわけです、ある程度の面積。やはりその中で何とか、今、災害を受けた場合の協定だのいろいろされている地域なんかもあるようでありますけれども、そういう感じで地域内でも消費してもらおうというそういう循環型の経済を仕組んでいくような仕掛けを町としてお願いしたいなというふうに思います。もし、これについて何かご意見とございますか、お考えありましたらお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町が仕掛け人としてというお話でございましたけれども、いろいろやり方、各地区であるのは私も聞いております。徳島、葉っぱビジネス、あれは年寄りの、ご老人が始めたというふうに聞いておりますし、ご老人たちがまたユニークですよ。80ぐらいの人が今から苗植えて、あと30年後にとる葉っぱをつくると言って頑張るとか、ああいった発想力と

いますか、元気な方々が中心になっているというふうに聞いております。

ボールを投げるということの役割を町がということでございますけれども、そういったことについては、町もやるというか、投げることはできるんだけれどもアイデアがなかなか出ないということもあると思うのでございますので、そういった発想についてはいろいろご意見をいただきたいということもあります。さっきの鳴子の件も、そういったことについても地域の方々がまずスタートをして、行政がどこまでお手伝いしたのかあれですけども、そういった広がりをするための手伝いということはやっていたのかもしれませんけれども、ちょっと具体的にやり方は存じませんけれども、確かにそういったことのきっかけをつくるというか、そういった役割も我々に、行政にはあるというふうに思っておりますが、そのアイデアにつきましては、我々が発想するものももちろんあると思いますが、多くの方々からアイデアを提案いただきまして、そしてそれをこうやったらいいんではないか、ああやったらいいんではないかというような軌道に乗せるということも大切だというふうに思います。行政の考え方というのは、こんなこと私が申し上げるのはあれですけども、ある程度固まったといえますか、余りいい新しい発想というのは入ってこないようなところがありまして、そういった意味ではいろんな皆さんからのご意見をいただいてスタートする部分も多いところでございますので、そういった意味では一緒にやっていくということはやぶさかでございますし、そういうことによって地域が活性化するとか新たなビジネスが生まれるとかそういったことについては一生懸命お手伝いしたいと思っておりますので、アイデアをいただきたいというふうに思います。

今、町のほうでは、セツ森カードでなくて推奨品として地場製品の推奨をしております。それで、例えばお菓子とかマイタケとか、あとはキクラゲとかシイタケとかそういうのもやっているんですが、なかなかその次の展開につながっていかないところがございまして、そこまでは行くんですが、そこから広がらないといえますか、その辺のやり方。我々の進め方の未熟さというか、そういったこともあるのかもしれませ

んが、いろいろ取り組んではおるんですがなかなかその次につながって
いかない状況もあるのです。

それで、そういったことについても、皆様方もご承知の方もおいでだ
と思いますけれども、そういったものをどうやって次につなげるか、
そういったアイデアにつきましては議員皆様方はもちろんでございます
けれども、関係団体とか住民の方々からいろいろアイデアをいただきな
がら一緒に進めさせていただきたいというふうに思っているところでご
ざいます。そういった新たなといいますか、地元にあるいいものを紹介
しながら進めていくということは大変結構だし、我々も一生懸命取り組
んでまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

ぜひ前向きにお願いしたいというふうに思います。

その葉っぱビジネスでもう一つあるのは、年寄りの人たちが元気にな
って健康保険、医療費が全国下から2番目とか3番目に少ないという町
になっているようでありましてけれども、やはりそういうところにつな
がっていくのかなというふうに思います。

それから、もう一つ、さっきお話あった地場産品の推奨品の問題で、
推奨はしたけれどもそこから先行かないというお話がありました。やは
りそれは、そこがそれこそ農商工連携のところだと思うんです。そこ
がうまく機能すると、そこからさらにもう一步進むのではないかなとい
うふうに思いますので、そういう部分もぜひ力を入れていただきたいとい
うふうに思います。

今日、申し上げた中では、いろいろ財源の問題などもかかわってくる
というふうに思いますけれども、企業立地等に伴います財政的な面の支
出といいますか、これが25年度がピークになっているような試算もある
ようでありますので、ぜひ総合的な検討、構築をお願いして私の一般質
問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

通告に従いまして、2件5要旨について質問いたします。

1件目ですが、1件目の一つ目、地域防災訓練に自衛隊、これは大和駐屯地を指していますが、自衛隊の参加の呼びかけをということであります。

10月21日、平成24年度の大和町吉岡の地域防災訓練が吉岡小学校グラウンドを会場に地域の関係者、住民の皆様が参加して行われました。訓練には、大和町の消防団、吉岡地区の区長会、各婦人防火クラブ、自主防災会等11の機関が参加しましたが、この訓練に自衛隊の参加がしておりませんでした。たしか平成21年度から23年までの3年間は、当訓練日と大和駐屯地の記念行事と重なり参加できない状況にありましたが、以前からこの訓練に自衛隊の参加がしたという記憶はありません。私は、でき得れば早目に調整をして自衛隊の参加を呼びかけて一緒に訓練すべきものと考えます。陸上自衛隊は、大規模災害など各種災害に際し、人命及び財産を守るため平素から各都道府県、各地方自治体などと連携をして即応態勢を維持し迅速に対応する任務を有しております。特に特別な状況がない、もしくは訓練がなければ、自衛隊の参加は可能であると

思います。大和町の地域防災訓練に自衛隊の参加の呼びかけについて、町長にお伺いします。

次、2点目に入ります。

防災訓練の中に携帯電話による119番の通報訓練、これに関連をしまして、救急救助発生に伴う救急車の出動条件等についてお伺いいたします。

住民の生命、身体、財産を守る活動は、国や自治体の最も基本的な仕事であります。特に消防の消火活動や救急活動は、市町村の最も基本的な業務として対価なしで行われています。生命を左右する崇高な任務につかれている消防署員の皆様には、心より敬意をあらわすとともに感謝を申し上げます。

ところで、例ですが、昨年10月31日、山形の大学生ですが、仮に〇さんと、こういうふうに呼びます。当時19歳は、市内の自宅から119番を通報して、要請をして、市消防本部の通信員、この通信員は自力で病院に行けると。これは問い合わせと処理をして救急車の出動を見送りました。〇さんは、9日後に自宅において遺体で発見されました。この死亡日時は、後でわかったんですが11月の1日、次の日に亡くなっておるということでありまして。この死亡したのは、山形市消防本部が救急車を出動させなかったためだとして母親が市を相手に損害賠償請求訴訟を起こし係争中でありまして。

総務省の消防庁の緊急業務実施基準によりますと、消防庁は、救急事態が発生したときと通報を受けたときは、直ちに救急隊を出動させなければならないと定められております。これは係争中の事案でありましてどちらがいいとか悪いとか、そういうことじゃなくて、私は、問題として取り上げたいのは、本件のように救急車を出動させるかどうかの通信員の判断、これが非常に難しい。出動の可否を判断するための基本的なマニュアルといいますか、判定項目といいますか、これを黒川消防署にあるのかどうか。そして、それを町民が理解しているかどうか。町長にお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、1件目の地域防災訓練に大和駐屯地の参加を呼びかけてはどうかのご質問にお答えします。

自衛隊につきましては、自然災害を初めといたします災害発生時に地方公共団体などと連携して国内のどの地域においてもさまざまな災害救助を実施していることについて承知しているところでございます。特に昨年3月に発生いたしました東日本大震災におきましては、大規模震災災害派遣及び原子力災害派遣におきまして、最大時10万人を越す隊員が派遣されたところでございます。自衛隊の災害派遣につきましては、都道府県知事からの要請により行うことを原則としておりまして、市町村長は都道府県知事に対しまして災害派遣の要請をするよう求めることができることになっております。

大和町が毎年行っております防災訓練につきまして自衛隊の参加を今までは考えておりませんでした。自衛隊の参加ということになりますれば、自衛隊として参加できるものかどうなのか。参加できるとなれば、どのような内容で参加できるのかなど、今後大和駐屯地と協議をしていかなければいけないと思います。

また、これまで行ってきました消防署、消防団、警察などとの調整が必要になってくると思いますので、今後の防災訓練に向けて検討させていただきたいと、このように思います。

なお、昨年2月17日に宮城県隊友会大和統合支部と災害時におけます隊友会の協力に関する協定を締結していただいておりますので、今後防災訓練に参加していただけるように検討してまいりたいと考えております。

続きまして、救急救助発生に伴います救急車の出動条件等についてお答えいたします。

大和町では、救急業務等を黒川地域行政事務組合で共同処理しておりますので、救急車を所有しております黒川消防本部から確認した内容ということでお答えをさせていただきたいと思います。

昨年の10月、先ほどお話がありましたが、山形市におきまして119番通報を受けたにもかかわらず救急車を出動させなかったために山形大学の学生さんが死亡した事件がございましたが、山形市においては、救急車の出動を決める6項目の基準を独自に定めていたようでございます。しかし、黒川消防署におきましては独自基準は定めておりませんで、消防法などに基づきまして運用している状況にございます。

黒川消防本部におきましては、年間3,000件の救急出動要請があるということでございますが、これを4台の救急車で対応しておりまして、救急車が間に合わない場合には、間に合わないということは出払っている場合です。そういった場合には、まず消防ポンプ車が出動しまして、救急車が来るまでの対応を行っているとのことでございます。事故については無条件で出動しておりますが、救急の場合の判断が難しいとのことでございます。特に軽症の場合の明確な判断基準がなく難しいということでございますが、救急要請を受けた段階で断ることも難しいものですから、現段階では救急要請を断ってはいないと。いわゆる救急があった場合にはすべて出動しているということでございます。幸い黒川消防本部においては、まだ身動きのとれない状況ではない。要するに、件数が物すごく多くてどうしようもならないといいますが、そういう状況ではないということでございますけれども、病院側の受け入れ体制が大変になっているということで、軽症者について検討していかなければならない段階に来ているということの消防の見解でございました。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

ただいま町長のご答弁の中に、昨年3月11日の東日本大震災における自衛隊の活躍についてお話をされましたが、これについて少し説明をさせていただきます。

災害直後に急派された陸海空の自衛隊は、当初生存者の救出に全力を挙げました。これは72時間以内に、3日間以内に生死の境目となるから、

これに全力を尽くしたわけであります。自衛隊は、この派遣によりまして1万9,000人の人命を救助したと記録が残っております。その中の半分に近い8,385名、これは第6師団、これは山形にあって宮城、福島、この3県を担当しておるんですが、第6師団は約半分近くを救助できました。ちなみに、ここの第6戦車大隊、これは153名の人命を救助いたしました。そして、311名の遺体を収容いたしました。なお、ここの駐屯地にある第6偵察隊は情報収集部隊でありますので、人命救助ということでは上がっておりません。このことは、日ごろの厳しい訓練と物心両面の準備等の即応態勢が維持されているということを立て証されたものであります。

これほど多くの人命を救助することができた要因、私の知る限りは3点挙げますが、一つは大和駐屯地にある第6偵察隊という部隊ですが、これは震災起きた後の6分後に、一部の部隊ということですが初動情報組、あとは無線中継組、これを6分後、2時52分に駐屯地を出た。なお、これには裏話がありまして、あの震災の2日前に震度5強の地震がありまして、そのときに対応が遅いということで隊長から強い指導があつて、そして間もなくのことだったので6分後に出られたと、こういうことであります。

二つ目の要因としましては、村井知事の決断の早さです。村井知事は、発災後の10分後、すなわち3時2分にもう躊躇することなくというか、そのとき自衛隊の方面総監部からもう要員が県庁に駆けつけておりましたので、すぐにそこで災害派遣を要請をした。この早さが人命救助につながった。

そして、三つ目として挙げたいのは、自衛隊の即応態勢にあります。ここで言う基準に示す第6戦車大隊ですが、1時間後に即応部隊出なさいと。初動対象部隊は出なさいと。こういうふうに規定されているんですが、もう部隊として1時間後にもう部隊を出しておる。南三陸町、登米市に前進をさせたと、こういうふうになっております。もし、自衛隊の出動がおくられていれば、犠牲者の数は倍増していたかもしれません。

自衛隊は、被災地で懸命に不明者の搜索、瓦れきの撤去等の作業を続け、自衛隊の存在そのものが被災者に安心感を与えました。幸いにも、当町には駐屯地があります。当訓練に自衛隊の姿を見せるだけで町民に安心感を与えることができると信じております。

大和駐屯地は、過去10年間、これは平成12年から23年の災害派遣の回数ですが、19回出動いたしました。そのうち最も多かったのは地震、これは津波を含んでですが、災害派遣に8回、山岳遭難ですが、これには6回、あと火災、林野火災も含みますが4回と。こういうふうに大和町なっております。大和町でこれから地震、山岳遭難、火災、こういうものにプラスをして、台風、異常気象によるゲリラ豪雨等の風水害、河川の氾濫、崖崩れ等、または豪雪による雪崩等の発生による災害派遣が予想されます。自治体において最も重要なのは、住民の生命、財産を守ることであり、そのためには日ごろから自衛隊と連携を密にして一緒に訓練をし、意思疎通をよくしておくことが大切と思います。改めて町長の考えをお伺いします。

また、参考までに申しますが、11月11日ですか、大衡村で防災訓練がありました。これに自衛隊が参加をして炊き出し訓練、あとは装備品の展示、これをしております。これよりちょっと前になりますが、加美町の防災訓練にも自衛隊は参加をしております。なお、大衡村においては、役場の中に、役場の総務課に防災担当ということで自衛官退職者1名を採用しております。防災に対処しております。なお、多賀城でも今年になってから1名の自衛官退職者を採用している。これは参考までです。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自衛隊の皆さんの先般の震災での救助活動には本当に感謝を申し上げているところでございます。大和駐屯地があるということ、第6師団、大変なご活躍をいただきました。また、あのときには大和町総合運動公園にも、これは根室、釧路の第5旅団の方が来られまして、夏まで駐屯していただきまして、ここから災害対応といいますか、救助活動をしていただきました。あのときも迅速な活動ということで、大和駐屯地の前の指令、阿部指令がちょうど向こうにおいででして、責任者としてここに来られまして、次の日の朝ですか、電話をよこしまして、どこか駐

屯、駐留できるところはないですかという問い合わせでした。そのときに総合運動公園でどうですかとお話ししましたら、結構ですと。どこにおいでですかと言ったら、もう宮城と岩手の県境まで来てましたということですぐ入ってもらった経緯がございました。本当に感謝しております。

そのほかにも船形山での遭難で5名の方を救助してもらった。冬山でしたが、こともございましたし、落合での山林火災のときにも大変お世話になっておまして、自衛隊の皆様方、本来国を守るという大きな崇高な役割があるわけでございますが、そのほかにも大変なご協力をいただいております。感謝申し上げます。

そういった方々に訓練に参加していただく、大和町の訓練、大変いいことだというふうに思っております。ただ、どういった形で参加していただけるかということでございます。大衡村とかそういうところでやったのは聞いておりますが、いわゆる炊き出し、そして装備品の展示、そういった形でのご協力といいますか、そういうふうに聞いております。そういった形の協力ということで参加もいただけるというふうに思いますし、その内容につきましてどういった形だったら参加できるのかということをお話を自衛隊の方と協議させていただきたいというふうに思っております。そういった炊き出しですと、大和町の場合は、例えば婦人会の方々にアルファ米とかそういったもので炊き出しの訓練ということもあるわけございまして、その辺の協調性といいますか、そういったこともあると思いますので、その訓練の内容、そして自衛隊の方々に参加いただく、もしやってもらおうと非常に本格的な活動の場というのも出てくるとすれば、我々のレベルとのあり方ということもあるかと思っておりますので、そのやり方について今後、駐屯地の方々とどういった形だったらご協力いただけるのか。こちらとしてはこういうお願いというかあると思っておりますので、その辺の打ち合わせといいますか、そういったのをさせていただければというふうに思っているところでございます。

大和町に駐屯地があるということ、非常に我々も誇りに思っておりますし、そのことで安心が非常に大きいわけでございますので、ましてこの間の震災で自衛隊の方々に対する見方といいますか、新たな部分が出

てきておりますので、そういった方々と協働で、また警察署、消防団、消防と一緒にやれる訓練というのは意義のあるものというふうに考えておりますが、そのやり方についていろいろ関係者と協議をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

自衛隊との共同訓練の内容ですが、別に余り堅苦しく考える必要はないと、こういうふうに思います。もう炊き出しだとか展示だとか、本当に何でも、こういうことやってくださいよとか、見せてくださいよというふうなことを遠慮なく言っていただければ、ほとんど町の要望に応えられるものじゃないかと思えます。

なお、当時の3月11日の日、私も隊友会として役場に来ていたわけですが、あのとき、7時ころですか、炊き出しというか、次の日の食事をちょっとというふうなことで町長から言われましてすぐ部隊と、あと方面総監部とかけ合いましたが、そのときにもう既に、ご存じのように沿岸部の被害の状況が入りまして、沿岸部にすべて行って町のほうにご協力できなかったということをおわびしておきます。

次にですが、救急車の件であります。先ほども答弁にありましたように、黒川消防本部では、救急車にまだ身動きできない状況ではないんだと。余裕があるんだと。こういうことでありますが、それでも独自の基準は定めていないと、こういうことでありますが、やはり通信受けた、通報を受けた通信士が判断しやすいようなそういうふうな基準というか、ある程度のことは定めておく必要があるというふうに思います。答弁の中にありました急病の場合の判断が難しいと。特に軽症の場合、明確な判断基準がなく難しいことであると、こういうふうなことを言っておりますが、一般的に我々の知っている救急車の出動、これは救急ということで連絡を行くと、消火ですかと、消防ですか、もしくは救急ですか。そして、通信員の判断としては、これはいたずら電話か、間違い

電話か、もしくは問い合わせの電話か、こういうふうな大きな区分というか、何かあるそうであります。これで救急の場合の判断、重症か、軽症か、通信係は本当に難しい判断を迫られるというふうに陥るか、こういうふうに思います。ですので、余裕があるうちに、どういう場合には出せるんですよというふうな基準というか条件というか、そういうものをやはり確立しておく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思います。もう一度、町長のご答弁をお願いいたします。

議長　長　（大須賀　啓君）
町長浅野　元君。

町長　長　（浅野　元君）

ただいまのご質問でございますが、初めに余裕があるということでお話してございましたが、決して余裕があるわけではございません。今、年間3,000台というふうに申し上げました。これ大体1日に3時間に1台のペースでございます、1台。それで、今、半分ぐらいは郡内の病院、主に黒川病院でございますが、そこに収容ができるようになりましたので、時間的には比較的前よりは少なくなったのですが、搬送時間、帰ってくる時間考えますと、やはり小1時間、1時間以上の時間になります。それで、ましてや病院を探す時間とかそういったことがありますので、結構な時間あけることになります、1台が行くと。それで、例えば本署で車2台出払ってしまって、また応援が、救急が来た場合には大衡から来るとか富谷から来るとか、そういった対応で回しているわけです。全部出払っているときには、先ほど申しましたとおり、とりあえず救命士がおりますので、消防車でそこに出向いて、患者さんのところに。それで、応急処置をして、その間に救急車が到着するのを待つという状況でございます。したがって、決して余裕があるということではないということで、ぎりぎりのところで回っているのが現実です。

それで、その基準をつくってないということでございますが、独自のものはつくってないということで、消防法に基づいた基準は当然あるわけでございます。それで、お話しのとおり、消防なのか救急なのかから

始まりまして、いたずら電話かという判断もしなければならぬところですが、現在は独自のものを持っておりませんので、それを基準としている。そして、判断が非常に難しいということでございますので、来たものについてはすべて出動している状況にあります。現在です。それで、たまには救急車まで要らなかったんではないかということもあるようですが、そういった段階でもまず要請があった場合には必ず行くという体制を今とっております。

ただ、今、お話ししたとおり3,000件というもの、3時間に一遍ということでございますので、全部に行っていることがこれ以上ふえてくると難しくなるという状況が近づいているのも現状でございます。これ以上ふえるとすべてには対応できないですので、そこで初めて独自の判断基準が出てきて、こういうものだったら行く、これはもしかしてそちらで何とかできませんかというお話をするというものが出てくるんだというふうに思っております。その基準はやはり難しいんです、そのとおり。それで、現在はそういうところすべてに出る体制をとっておるところでございますが、3,000台を超えてもっとふえてくるとその対応が難しくなってくるので、独自の基準も今後視野に入れて検討していかなければいけない段階に来ているという状況でございます。本来、利用いただいている中でやはりいわゆる救急車が必要な場合と、言葉悪ければタクシーのかわりというかそういうケース、黒川郡の場合は都会ほどはないようでございますが、そういったケースもあるということでございますので、今後独自の基準といたしますか、そういったものも必要になってくる段階にそろそろ入ってきているという現状にあるというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

黒川消防署本部において3,000件の出動があると。これ、今日、初めて知りました。本当に消防の皆様には、陰には大変な苦勞があるんだなと

いうふうな認識をいたしました。その中には、救急車が来る、どこかで運用できないとか、消防車が来て対応しているということにつきまして、日ごろ救急車というか、ここになぜ消防車が来ているのかなというふうなそういうことも見受けられたというか、感じたことがありましたので、そんなわけだったのかなというふうに理解をいたしました。

先ほど申しましたように、そんなに余裕がない状況でありますので、先ほど申しました消防要請かもしくは救急の要請か、いたずらか、間違いか、もしくは問い合わせか。山形の〇さんの場合には、これを問い合わせと、こういうふうに判断というか区分をして対応して、そして死亡に至ってしまったと、こういうことでありますので、この辺はもう医療的なこともあり大変難しい。基準を示す、状況も示すのも難しいと。こういうふうなことと思いますが、ぜひともいろいろ研究もされて準備をしていただきたいなというふうに思います。〇さんのような事件が起きないように、救急車の出動条件について整備して、住民の皆さんにいざというときには出動してくれると、安心感を与えていただきたいと、こういうふうに思います。よろしく願いをいたします。

次の質問に入ります。

2件目ですが、3要旨あります。自信と誇りを持てる教育をということでございます。

平成18年、教育基本法が改正され、それに基づき学習指導要領が新しくなるに伴い、本議会においても平成20年の12月の定例会のころから学力向上策として教育に関する一般質問、これは14件と数多くあることに気づきました。これは町民の教育に関する教育基本法の改正による教育への期待とある種の危機感があるのではないかと感じております。大和町においては、新学習指導要領による教育は、小学校では23年度から、中学校においては本年度、24年度からスムーズに移行したと承知しております。大和町は、平成24年度の学校教育の充実のための重点目標として、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、学校組織の改善と教職員の資質の向上等5点の項目を挙げて新しい学習指導要領に積極的に取り組む姿勢が感じられます。それぞれ項目ごとに重点策を講じ進められたことは大変素晴らしいことであります。ただ、この対策だけで

いいのかと、私は画竜点睛を欠くというか、何かが不足していると感じております。

教育の目的は、人格の完成を目指し、自立した志ある国民を育てることにあると言われます。私は、新しい指導要領に基づいた学力向上の具体策を着実に実行するとともに、あわせて日本人として自信と誇りの持てる教育をすることが大切であると考えます。ここで、イギリスとアメリカの取り組んだ教育改革について、例を挙げて質問をいたします。

1点目ですが、自虐的な偏向教育の是正及び教育水準の向上についてであります。

1980年代のイギリスのサッチャー元首相は、サッチャーの改革と言われるイギリス社会の大改革を断行いたしました。その中の一つとして、イギリス人の精神、とりわけ若者の精神を鍛え直すというびっくりするような意識改革を行いました。それは、壮大な教育改革でありました。サッチャーは、今から22年前になりますか、1980年、教育改革法で二つのことを断行いたしました。一つは自虐的な偏向教育の是正、もう一つは教育水準の向上であります。これはどちらも今の日本の教育が抱えていると言われる課題と重なっております。自虐的な教育は、敗戦国日本の特有のことと思っておりましたが、戦勝国のイギリスにおいてもそのような教育が行われていたことを知って驚きました。過去長年にわたってイギリスが行ってきた帝国主義の反動によるものだと言われております。確かにイギリスの植民地政策を思い浮かべれば、イギリスの歴史は収奪の歴史であり、国内に自虐的な自国の歴史観が生まれてもおかしくありません。当時イギリスで使われていた歴史教科書の中には、人種差別はどのようにイギリスにやってきたのかというようなものもあり、アフリカを搾取するイギリスを太った家畜に例えたイラストが載っている。この教科書は、高等の教育ではなく初等教育で使われました。大変イギリスの子供たちの自尊心を傷つける教育でした。こんな教科書で教育をしたのではイギリス国民としての自尊心を育てることはできないとサッチャーは考えて、88年の教育改革で教科書の記述にバランスをとるといふ観点を取り入れられ、例えば植民地における奴隷労働の負の面を書いたら、イギリスが世界に先駆けて奴隷貿易を廃止したこともきちんと載

せるというそういうものでした。決して自画自賛する記述ではなかったようであります。

次に、教育水準の向上ですが、まず国定のカリキュラム、これは学習課程といいますか、これをつくり、全国共通の学力テストを実施をしました。そして、教育省から独立した女王直属の学校調査機関をつくり、5,000名以上の調査官を全国に派遣して国定カリキュラムどおりに教育が行われているかどうかを徹底的にチェックしました。その結果、水準に達していないとわかった学校は容赦なく廃校にしました。その数は100校以上に及んだと言われております。また、そういう学校に教師を送り込んだ大学の教育学部までつぶされたと、こういうふうに言われています。

次、ゆとり教育から詰め込み教育及び家庭価値の見直しについてであります。

1983年、アメリカではレーガン元大統領が「危機に立つ国家」という報告書を発表し、教育改革の旗を上げました。60年代のアメリカで進んだ教育の自由化は、学力の低下を招き享楽主義を蔓延していました。この反省から、規律を重んじる教育を行うと同時に、ゆとり教育の反省、反対の教育です。いわば詰め込み教育の転換を図りました。日本のゆとり教育を反省した教育の転換を日本はしたわけですが、実は日本がお手本にしたのが60年代のアメリカの教育でありました。さらに、アメリカでは、ベトナム戦争後ドラッグが蔓延し、学校も家庭も崩壊してしまいました。レーガン元大統領は、学校立て直しと同時に家庭の価値の見直しを進めました。このときレーガン大統領が理想の家族として挙げたのが日本でもおなじみになった、テレビ番組でおなじみになった「大草原の小さな家」であります。この「大草原の小さな家」は、アメリカの南北戦争すぐ後の開拓化の物語であります。この家族は、頼りになるお父さんとお母さんがいて、みんなで助け合って暮らす敬虔なプロテスタントであり、汗を流すことをいとわない一家でありました。その設定が奇しくもアメリカの開拓時代の精神を喚起させて郷愁を誘うことになり、それはまさに古きよき時代のアメリカの理想の家族のイメージでありました。こうした家族の価値の見直しを打ち出したレーガン大統領政権以後のアメリカ、25年たっているわけですが、民主・共和両党は「家族の

価値」という言葉を使うようになり、アメリカの家族の崩壊は食いとめられたと言われております。

議長 (大須賀 啓君)

松浦さん、もう少し端的にお願いします。

5 番 (松浦隆夫君)

はい、わかりました。

次に3点目ですが、「自国に誇りを持てる教育」について端的に申し上げます。

これは古い歴史資料になりますが、日本の青年研究所が日本、アメリカ、中国の高校生を対象に行った「高校生の学習意識と日常生活」という調査がありました。この結果を見ると、3国の教育の目指してきたものの違いがよくわかります。その中で、衝撃的なものは、「国に対して誇りを持っているか」という問いに対する回答であります。「持っている」と答えたのは、日本では50.9%、自国に誇りを持っている若者が半分しかないことに対しまして、アメリカでは70.9%、中国では79.4%と高く、自国に対する誇りを持っている高校生が多くありました。日本に一番足りないものは日本人としての誇りだと言われております。日本人のすばらしい歴史と文化、伝統を正しく教育し、日本人として自信と誇りを持てる教育をすることが大切であると考えます。教育長にお伺いをいたします。

このイギリスのサッチャー首相が実施した自虐的な偏向教育の是正、教育水準の向上もしくは、またはレーガン元大統領が実施した詰め込み教育への転換及び家族の価値の見直し、そしてアメリカ、中国の自国に誇りを持つことができる教育のあり方について、教育長の基本的な考えをお願いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

松浦議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねのありました新しい教育基本法に基づく教育についてお答え、最初にいたします。

新しい教育基本法では、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神をとうとび、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育の推進を掲げており、新学習指導要領では、ゆとり教育のもとで出された生きる力の見直しが行われました。

このような改正に伴い、宮城県では、基本方針の第1に学ぶ力と自立する力の育成、第2に豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成を挙げ、その実現に向け志教育の推進、基礎的な学力の定着と活用する力、学ぶ土台づくり、伝統文化の尊重など11項目の重点事項を設定しました。

本町でも各学校の教育計画の中に志教育として夢や希望の実現に授業を大切にす。道徳教育として思いやりの心を育てる。進路指導、奉仕の心を育てる等の計画推進。学力向上として、教職員の指導力の向上を図る。研修会の充実や共同教育の推進のもと授業の充実を図る。PTAと地域と連携した学校行事の充実、幼保小中の連携として生涯学習の推進、特別支援教育の連携、就学時健康診断の活用、幼保小中の連絡協議会を持ち情報交換を行っております。

さらに、家庭の啓発として、学校、PTAとの連携推進、基本的な生活習慣、早寝、早起き、朝御飯と家庭学習の推進を呼びかけ、そういうことを位置づけし、将来の自分に有用感を持てる児童生徒の育成を目指して指導に当たっております。

また、大和町を教材として学習を行うことでふるさとを大切に思う気持ちを育む指導を進めております。

このような取り組みが自分自身と自国を大切に考え、誇りを持って生きていくことができる児童生徒の育成につながると考えております。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

自虐的な偏向教育についてのご答弁がなかったんですが、私は陸上自衛隊のOBであります。私は、現職のときからといいますか、日本の国は美しい自然に恵まれた長い歴史と独自の文化を持った国であります。特に過去ですが、敗戦がありましたが、日本人であることを卑下することなく誇りを持って今まで歩んでまいりました。日本のすばらしい歴史と文化、伝統を正しく教え、日本人として自信と誇りを持てる教育をしてほしいと願っております。

答弁の中に基本法に基づく公共の精神とか伝統を継承するとかこういうふうなことがうたわれておりますが、これはすなわち自信と誇りを持てるような教育にきなさいよということのあらわれじゃないかと。ここに国を愛する心というものがちょっと抜けておるような感じはするんですが、いわゆるそういう子供たちを育てなさいというか、こういうことがあらわれているわけであります。

次に、教育水準の向上ですが、大和町では学力向上検討委員会というものを設置をしてチェックするということになっておるようですが、学力向上のために全国的に我々が一般的に見れるのは全国の学力状況調査といいますか、積極的にこれに参加をするということと、これを公表してどのぐらいのレベルにあるんだということをぜひとも検討していただきたいと、こういうふうな2点であります。これについて答弁をお願いします。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

初めの美しい日本という日本の歴史に基づいた誇り、国に対する誇りですが、大和町においては、皆様の議会の広報紙で4期発行されますが、

その後ろ、裏表紙なんですけど、児童が文章を載せているんですけど、やはりどのお子さんのを読んでも大和町の自然ですか、そのことをよく記載しているのが目につきます。そういうことから、日本を愛するというところに行くまでにまず自分の住んでいるところとか、足元とか、自分の町とか、そういうことについてしっかり把握してほしいなというふうに思っております。

それで、小学校段階で学校で町のことを勉強するのは小学校3年生からでございます。3年と4年で町のことを勉強します。それから、5年と6年で日本、それから世界というふうが続いているわけですが、その副読本を使いますけれども、その中にやはり大和町をしっかりと受けとめてほしいということで、その副読本の中に大和町のよさを十分網羅しております。毎年、その副読本の検討を委員の先生方をお願いして進めているところでございます。

それから、2点目ですが、水準の向上ということで、この学力検討委員会が発足して、今日もこの3時から会議が開かれる予定になっておりますけれども、この全国学力・学習状況調査の成績の公表は3年前からいたしております。町と、それから全国と宮城県のは公表されてはいますが、町からは3年前から、21年、それから22年、去年はありませんでしたので今年というふうに公表いたしております。おのこの学校からその数値を公表してもらいまして、学校だよりも恐らく最初に載ると思います。ただ、学校ごとのパーセンテージですか、ポイントについての公表は先生方どまりになっているという状況でございます。大変先生方の取り組み、指導力の向上、それから保護者の理解ということで年々その成果が上がってきているというふうに捉えているところです。

特に、この席で自慢をして申しわけないんですけど、町内の学校では全国、それから県の平均をはるかに超している学校が出てきたということで、私としては全体が目標としては全国と県の平均を超すことをここ目標にしてみましたけど、それを超してほしいんですけど、1校でも2校でもそういう学校が出てきているということをお話しさせていただきたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

当初、町民の教育に対する期待というか、関心が高いと、こういうふうに述べましたが、大和の広報紙とかいろんなもので子供たちの発言というか、発表を見ますと、本当に大和町はすばらしいところだという子供たちが確かにふえてすばらしいところであるというふうに思います。引き続きそのような教育をしていただきたい。

時間が少ないですが、もう1点、家族について、家族は基本的には社会の基本となる単位であり、家族が国家と、社会の基礎となっております。この東日本大震災において、この悲しみ、いろんな混乱の状況の中で、すばらしい人々の行動と、家族の姿と、こういうふうなことが見られました。日本のこの気高いというか、精神というか、日本人は受け継いでいるというふうに思います。この家族教育について答弁をお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

さきに申しました新しい教育基本法の中に、今までの昭和22年来からできていた基本法と異なって、この中の項目に出ております中に家庭教育の第10条です。これは新たに加わったところでございます。そして、このことを受けまして、やはりいろいろな学校教育に理解と協力をいただくのをもとに保護者ということで、そのことによって学校からも地域からも保護者の方が学校教育、地域の事業等に参加していただけるというふうな理解しております。

大変お願いすることが多くて、特に先ほど申しました早寝、早起き、朝御飯とか家庭学習ノートを少し見てくださいというようなこともあったりして、保護者の方にはいろいろと学校教育に理解と協力をもらって

いると思っております。

議 長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

本町では、新しい学習指導要領に基づきまして、各学校の教育計画の中に志の教育とか道徳教育とか奉仕の心を育てる教育とかそういうものが入って、本当に教育に取り組んでいる姿勢が見受けられます。これらの自信と誇りを持てる教育の本当の基本にあるところは、私は国を愛する心と。これがあってそういうものが出てくるんだらうと、こういうふうに思っております。ひとつこれからの将来の子供たちのために、日本のために教育をしていただきたい。役に立つ、思いやりのある、奉仕の心のある、公共性のあるそういう子供たちをぜひ育てていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

それでは、私から2件につきまして質問をいたします。

まず、1件目の有害鳥獣対策についてでございます。

今年の本県における熊の目撃情報は、昨年の3.3倍の878件になっております。本町での情報は、熊71件、イノシシ被害目撃は23件となっておりますが、見なれてしまって目撃報告されない数は相当数あると思われ、実際はもっと多いと思われれます。また、本町で捕獲されました熊は8頭、イノシシが3頭であります。近年は熊に加えイノシシや猿の被害が増加しております。2月ごろから猿が出回り、作業場につるしてあるタマネギを食べたり、玄関から犬、猫の餌を袋絡み持ち出したり、留守のうちに入って菓子を食べたり、肩たたきを持っていったり、今でも残り柿の木に登ったりして吉田一円を回り被害が発生しております。熊も5月から竹やぶに入り、タケノコを食べたり、杉の皮をむいたり、稲穂を食べるなどの害を与えております。さらには、イノシシも畑に植えられた種芋を掘り起こして食べるなど畑作物や虫類を食べるため、転作田や畦畔、農道まで掘り起こしたり、水のある水田に入り体に泥を塗るため寝転んで稲を倒伏させるなど被害が出ております。イノシシの被害は、これまでになくくらいひどいものになっております。

今後は、熊よりイノシシの被害の多発が懸念されます。ここ数年前から出始まり、これまで捕獲した数も10頭にも達せず、繁殖していると考えられますので、かなりの頭数があると思われれます。冬眠せず山の木もなくなり里へ餌を求めて来ることも想定され、人的被害はまだ発生していませんが、どんな被害をもたらすかはかり知れないものがございます。猟友会のメンバーも高齢化になり減少し捕獲も大変なことから、隊員の育成はもとより、罟特区を活用するなどして補助隊員をふやし対策を講ずるべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。それが1件目でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまの有害鳥獣害に関する被害の件でございますけれども、被害状況につきましては、本年度分につきましては現在取りまとめ中でございますが、昨年に比べ熊やイノシシの出没、農作物等の被害に関する情報が多く寄せられておるところでございます。熊につきましては、有害鳥獣駆除隊員の協力によりまして、これまでお話あったとおり8頭捕獲しております。また、イノシシによる被害でございますが、今年も宮床、吉田地区で稲や芋類、野菜などに被害がございまして、被害区域は拡大しております。また、ミミズなどの餌を求めて水田の畦畔が掘り起こされる農地の被害も拡大しておるところでございます。このことから、町では駆除隊員に箱罠、そしてくくり罠の設置を依頼して捕獲に努めてきたところでございますが、イノシシの捕獲頭数も先ほどお話あったとおり3頭でございます。イノシシによります被害拡大状況から生息数も増加しているものと思われまして、さらに農作物等への被害拡大が懸念されているところでもございます。

イノシシのほか鳥獣によります被害は全国的に拡大して深刻な状況になっておりますことから、国では今年3月に鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律を施行いたしまして、被害防止対策を総合的かつ効果的に推進することにしております。この法に基づきまして、町では今年10月に大和町鳥獣被害防止計画（案）でございますが、を策定しまして、現在県と協議中でございます。協議中でしたが、12月3日に通知がありまして協議が整ったところでございます。この計画は今年スタートしまして平成26年度までの3カ年間でニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、カラス、カルガモを対象にその捕獲計画等について記載しているものでございます。この計画の中でイノシシ対策につきましては、生息状況や被害状況を確認しながら有害鳥獣駆除隊による銃器及び箱罠、くくり罠等で捕獲を実施し、農作物被害の軽減に努めるとしてありまして、捕獲計画頭数は毎年度10頭としているところでございます。

現在、駆除隊につきましては23名でございますが、年齢は56歳から81歳となっております。平均年齢が67歳。70歳以上の隊員が9名となっております。議員ご指摘のように、隊員の高齢化が進んでおり、また隊員の減少も進んでいる中であって、罠猟の免許取得者はこの中で4名となっております。

りまして、町の計画を効果的に進めるためには免許取得者をより多く確保していく必要がございまして、駆除隊員に罾猟免許取得をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

さて、お尋ねの罾特区の活用についてでございますけれども、特区には2種類ありまして、一つは罾・罾猟免許、罾と罾猟の免許です。罾か罾の、罾・罾猟と二つのあれなんです、これを罾か罾かどちらかに限定をして狩猟の免許取得を可能とするもの。要するに、罾、罾、二つではなくて片方ということです。そういうもので、罾免許を取りやすくし、免許取得者をふやして有害鳥獣対策を効果的に進めようとするものでございます。

もう一つは、罾猟の免許がなくても免許を持つ人の指導があれば免許取得者と一緒に罾を設置することができるものでございまして、免許取得者が少ない状況にあってもその補助者、お手伝いする補助です。を確保して対策を効果的に進めようとするものでございます。

現在、県で第11次鳥獣保護計画、これは平成25年度から平成29年度の計画でございますが、この改定が進められておりまして、その中に罾特区の申請について盛り込んでいく方針と伺っております。この県の計画の中には、イノシシ保護管理計画対象区域ということで、今回大和町も含まれることになっておりますので、特区を活用した有害鳥獣対策が可能になるものと考えておりまして、駆除隊員を初め関係者のご協力をお願いするところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

ただいま前向きのご答弁をいただきまして大変にありがとうございました。

09年にハンター、狩猟者の数は18万人となっております。ピーク時は50万人以上いたわけですが、現在はもう半分以下に減少しております。また、高齢化が進んで60歳以上が全体の6割を占めているそうでもございます。本町も23名と減少したわけですが、吉田にも

昔はもう数えてみますと20名くらいのハンターがいたような気がするわけでございます。現在の猟友会の年齢も67歳とかなり高齢化しているなと思いましたが。若い人で56歳ですか。高齢者で81歳になっておりますが、60歳未満が4名、70歳以上が本当に9名となって、いざというときはなかなか動けない状態にもなっているのではないかなと思います。今後さらにハンターの減少が考えられるわけでございますが、若い人を育成して資格を取ってもらう考え、方策がございましたら、町長、一言お願いします。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、ハンターの育成ということ、ハンター、いわゆる猟師さんということで、銃を取り扱うことになります。そういったことですので、ある面、以前ですと生活の糧の中で狩猟をなりわいとしてやっておられる方があったと。また、そういった狩猟を趣味とされる方、そういった方も取っておられたんだというふうに思っております。そういった銃の所持になりますので、育成といって町で育成するというのはなかなか難しいところがあるんだというふうに思います、そのハンターにつきましては。そういったことで、ご協力をお願いするということはできるというふうに思いますが、銃の免許を取ってくださいというようなお願いというのは、なかなか銃の保管の問題とか申請の問題とかそういう難しさはあると思っております。

それで、狩猟ということですとなかなか難しいのですが、捕獲する免許といいますか、そういったものにつきましては可能といいますか、ということでございます。さらには、さっきありましたように補助者、今そういった方、狩猟の免許なり罾の免許を持ってないと罾をかけられないわけですが、今度その特区の中で補助者という制度ができて、一緒に行けば罾をかけることができる。また、かけた後の見回りとかそういったものにつきましても、これまでですと免許狩猟者でなければいけ

ないというものが、その補助者であればできるとかそういった裾野を広げる制度も特区とかそういった中でできておりますので、そういった形のお手伝いするサポートといたしますか、サポーターといたしますか、そういった形の協力要請といたしますか、そういったことについては可能だというふうに思っております。講習会にご案内するとか、そういった形でございますので、ハンターに直接というのはなかなか、銃を持つという中で、やりたいという方、そういった方にご協力をお願いするのはもちろんやぶさかではないんですが、こちらから持ってくださいという願いはちょっといろいろ課題があるというふうに思っております。したがって、その補助者といたしますか、そういったサポーターのほうを強化して、少ない人数でいいというわけではないんですが、全体のパイを大きくするといえますか、そういった対応が今できる対応なのかなというふうに感じております。

議長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

確かにそういう難しい面もあるんですね。昔は、親がやめたら子がその後を受け継いできたりしている方もいるわけでございますが、この猟師間の中で少し声かけをしてもらって資格を取ってもらうようなそんな話もしてはどうかなと私思うんですが、その辺も町のほうからも一言お願いしたいなと思っております。

今年は本当にイノシシの被害が大分ございました。吉田で3頭ほど捕獲されたわけでございますが、台ヶ森で一回に2頭ひっかかりました。これは運よく本当に2日ぐらいでひっかったわけでございますが、もう1頭は、罠をかけて、そして20日以上たってから猟期が始まるということで撤去に行ったときにはもう足だけしか残っていなかったということですが、ですからもう罠かけて二、三日後にははまったのかなとそんな感じがするわけでございますが。そしてイノシシも苦しくて、ぐるぐる木なんか絡まって最後息切らして死んでしまって、そしてその後い

ろんな動物が来て食べてしまって最後は足の骨しか残っていなかったというそんな話もあったわけですが、これも罠かけて5,000円、捕獲して1万円、あと全然見回りの費用が出ないというそういった面もあるような気もするんです。実際は罠かける人は4名になっていますが、実際に動いているのは2名しかいないんです。2人とも仕事は持っているしなかなか2人だけでは回り切れないという点も私が聞いて篤と知っているんですが、もう少しこれら等予算化することはできないものか、お伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、罠につきましては、そのとおりイノシシにつきましては箱罠とくくり罠でございますが、イノシシはなかなかすぐにはかからないと聞いております。非常に用心深いけものでして、箱罠はなかなかかからない。くくり罠もなかなかかからないんですが、その都度かかればそのとおりいろいろなことございますので、すぐ次の処置といいますかやっつけていかなければいけないということでございます。それで、熊とかですとまた違うんですが、くくり罠の場合は数もかけるということで見回りが大変だと。それで、今最初の答弁でありましたとおり、罠につきましては本来かけた資格のある人が回らなければいけないんです。ですから、今人数も少ない中ですので、数をかけると見回りも大変だという状況になっているのが現状だというふうに思っております。

そこで、さっきお話ししたところでございますけれども、今度特区ができれば、それを補助員という形で見回りが可能になります。それで、これは補助員というのは、補助者というのは講習会とか受けてもらわなければならないのですが、かけるときは一緒にかけていただいて、そしてあと見回りはその補助者でも可能であるということの制度でございますので、例えばイノシシですと民家近くに出て被害があるわけですが、畑とか。ですから、そのエリアの方々にその補助員という講習に出ていただいて、そして補助員になっていただいて、かけるときは一緒にかけて、

そしてそのエリアの方々に近場で、近場の方が、近所の方々がそこを毎日巡回といいますか、そういう形の共同での作業といいますか、そういったことができるのではないかというふうに考えております。

イノシシの場合は特に田んぼなり畑なり毎日作業に行く道すがらとか、そういったところがございますので、そういったやり方で、補助員といいますか、地元の方々等にもそういった協力をいただいてやっていければ、そういった負担が少なく済むのではないかというふうに考えております。今後その補助者というものにつきましても講習とか受けてもらわなければならないわけがございますけれども、地域の方々にいろいろご説明申し上げて、そういった補助者になるべく講習を受けてもらうようなご協力を今後お願いをしていきたいというふうに思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

12番 （堀籠英雄君）

わかりました。

今年、玉ヶ池、公園ございますよね。あそこの広場あるんですが、あそこの3分の1ぐらい見事に掘りました。まるでプラウかけたように、本当に掘られております。生涯学習の森課長さんには、私が何回もお話しするんだから話されるたびに行って確認されたようでございます。大変にご苦労さんでございました。

この罨特区、これもやはり狩猟者の減少でそれができたようでございます。本県もそういった特区に向けてこれから進んでいくようでございますが、本町もそれに該当するわけでございますが、ぜひ今はタヌキだの何だの夕方なるといっばい出てます。朝には大分道端に倒れておりますから、これら等も、今どこに行ってもそうかなと思うんですが、余り農作物被害の出ないようにぜひそれらを取り組んでほしいと思ひまして、1件目をこれで終わりたいと思ひます。

次に、2件目でございます。河川の支障物の撤去についてでございます。

吉田の籠釣橋の下流にかけかえ前にやった橋の基礎が残っており、大雨で増水するたびに杉などの流木が集積、ひっかかり水の流れを遮っております。大雨のたびに河川沿いに植えられている杉の木の根元から土があらわれ倒木し、大分杉の木もなくなり河川も少し広がってきております。地元住民と一緒に橋の上から集積した木を見て、あの基礎がなければ大分違うんだという声も聞きます。このような場所はほかにもあると思われまます。河川パトロールをして把握していると思いますが、こうした基礎などの支障物を撤去し、河川の適正な維持管理に努めるべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、河川の支障物の撤去の件でございますが、お話ありました籠釣橋につきましては、一級河川の吉田川にかかります橋長66.3メートルで幅員が5メートルの橋梁でございます。吉田清水地区と麓地区を連絡する橋梁としまして昭和48年の11月に現在の位置にかけかえられたものでございます。かけかえに当たりましては、河川管理者、これは仙台土木事務所ですが、と河川協議を行って施工したものでございますが、現在のルールでは河積断面の確保をすることから、急遽古い橋はすべて撤去が条件とされておるところでございますが、当時、その昭和48年当時でございますが、これは推測でございますけれども、町の財政力等の問題で上部工の撤去のみで許可されたものと、このように思われます。現在存置している、残っている下部工の橋脚については、これは目測ということでございますが、幅が5メートル、高さ2メートル、厚さが70センチぐらいのコンクリートのものでございまして、数は4基でございます。その上流にかかる、言ってみれば新しい橋ですが、これは現在の橋梁でございますが、橋梁が2基でございまして、その幅、スパンが広くて、その断面積、要するに川の流れる面積につきましては360平方メートルぐらいでございます。倒木等で通水能力が阻害し越流などの災害を発生

させることは、そのことによって少ないというふうに考えております。よって、今後大雨や台風の際にはパトロールを重視しまして、河川管理者、これは県になりますが、県と連携を図りながら維持管理に努めたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

1 2 番 （堀籠英雄君）

今回この籠釣橋の上流、下流といろいろと調査をしてまいりました。この籠釣橋の上流に魚板橋がございます。魚板橋の上流にもとの基礎がそのまま残っております。大分雑木なんかで視界が悪くなっておるわけでございますが、もういっぱいです。雑木が堆積しております。そして、その上に玉山橋という橋があるんですが、その下流に我々が小中学校とその橋を渡って通学した橋、七曲というところがあったんです。皆さんご存じか何かわかりませんが。その橋は台風で足が倒れて、あとその後そのままになっておるんですが、そこにもいろんなものが堆積しております。もう不法投棄されたような布団みたいのから蚊帳から木の根っこから何だりかんだりひっかかって、あの辺は魚板橋の上流もその七曲も大分川幅が広いですから、水の流れは支障はないわけです。玉山橋ですか、これは潜り橋ですが、これは大雨降るたびに木の根っこひっかかって町のほうも撤去しているんですが、それから高田橋の上流ですが、高田は大雨降るたびに畑に上がったり、あとうちのほうまで来て避難することもあるんですが、今回大分堆積された土砂なんかも撤去されて綱木のほうまで大分改修されてきておるんですが、清水から上流、その辺の中州なんかも大分あるので籠釣橋のところである程度水がたまるんです。そういった流れが悪くなって、そして河川を越えてそばにある高田に冠水したり、あるいは準用河川がありますから、米沢準用河川があるんで、そこから今度来て、逆に準用河川が水がオーバーして川に流れたりいろんなケースがあるんです。それには、やはり準用河川の支流が流れが悪いためにそうなっているのではないかなと思われま。

さらには、籠釣橋の橋脚に、基礎に木などが横にひっかかって水も田んぼのほうに行くことも十分考えられるので、その辺、この撤去、中の1基だけでもいいですから、この橋脚一つでもいいですから撤去することは難しいのか、お伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今いろいろ不具合な箇所といいますか、お話しいただきました。河川につきましては、そのとおり、きのう門間議員からもお話あった準用河川の管理の問題から、そういった形でまだまだ課題があるというふうに思っております。一番本流の吉田川、4号線から下流の部分が国の管轄、一級河川でございまして、そこから上流が県ということになっております。そこに準用河川が流れ込むとかそういうことでございまして、今、基本的には下流から直すという中で、まず第一にやっている、今現在進めているのが三川合流から上の部分です。国の部分ですが、その箇所を掘削をもう一度やって、そして仮ではございますが堤防も今ちょっとつけてもらってという形でやっております。その上流でございまして、今度は県の管轄ということになってまいります、県にも前からお話、高田川につきましては、お話しのとおり暴れ川でございまして、県のほうにもこれはお願いはずっとしているんです。ただ、県の見解とすれば下流からでしょうというようなお話も、これは一般論として言われるところがございまして、まず下流からということで順次進めております。

それで、支障物とかたまっている場合には、それは取り除くということとは当然必要だというふうに思っております、ひっかかった、さっき言ったところですか、魚板橋の基礎とか玉川とかそういったのについては支障物取り除く。ひっかかったものを取り除くということです。そういったことは必要だというふうに思います。

それで、橋脚をとるということなんですが、これについてはとってとれないことはないということにはなろうかと思いますが、非常に課題は

あるのです。それで、アルカリのものが流れるとかそういったことがあって非常に制約が大きいくということ。それから、今お話ししたとおり、籠釣橋の場合には川の面積が360平方ありますので、それでひっかかったことによって水が越流するとか、そのことが直接の原因で。というような解釈にはなかなかないということがあるようでございます。それで、高田川につきましては、あの辺、逆にあの下流は無堤といえますか、そういうところもありますので、長い間でえぐられたりもしてということで、この橋脚だけではない課題があるんだというふうに思っております。すぐにそれが改修とかそういったものにはなかなか難しいのでございまして、ひっかかったものを支障があれば取り除くとかそういったものについては速やかにやるように。町がやる分は町、県がやる分は県にお願いするという形になってくると思います。

また、準用河川の出口の問題、お話ありましたけれども、そのことについても確かにそういった状況が、あそこの場合特に狭くなっているとかございますので、昨日もお話ししましたけれども、そういったものについてはどういった形で流れをよくするか、現在いろいろ研究を進めている状況にございます。すぐできること、物を取り除くとか、物というのはひっかかった物、そういったことについては可能と思いますが、固定されている物とかそういったものにつきましては、一つだけとるとかという、なかなかその辺については課題がいろいろあるところでございまして、これは町でやる部分、あと県、堤防なんていうのは県のこともございますので、そういった状況について常に報告をしながら、確認してもらいながら、すぐではないにせよ対応についていろいろご協議をいただいでいきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)

それはわかりました。

今、魚板橋の下流、7、80メートルぐらいのところに巨大な木の根っ

こ、それがひっかかっております。これがいつどんな雨で流れるか、それが流れると籠釣橋にひっかかるのではないかなと、私、心配しております。今年の6月、7月ころですか、富谷の業者さんが来て籠釣橋にひっかかっている木だの何か撤去しているのも私たち見ているんですけども、大分ございました。五、六人ほど来ておったんですが、私が言いましたこの魚板橋の下にある雑木の根っこ、これだけはぜひ撤去してほしいなと思うんですが、町長、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
これにつきましては、確認をして、県管理ということもございまして、県のほうの確認をしてというふうなことができるのか、その辺ちょっと調査をしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

1 2 番 (堀籠英雄君)
都市建設にお聞きしますと、この籠釣橋にひっかかった、もう見たことないと私言われたんですが、ひっかかることもたまたまあるものから、ぜひ橋ばかりの点検でなく車からおりて河川の中も見てほしいと思います。そして、巨木の雑木の根っこ、これも県と相談しながらぜひ撤去していただくことをお願い申して私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)
以上で堀籠英雄君の一般質問を終わります。
続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

では、2件にわたって質問をさせていただきます。

1件目でございます。

学校教育法によりますと、経済的理由により就学困難と認められる学齢時児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。就学援助として2010年度から新たにクラブ活動費、PTA会費、学級会、生徒会費ですか、従来はそのほかに学用品費、体育実技費ですか、新入学児童の生徒学用品費、通学費あるいは修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費などがあったわけですが、さらに今申し上げましたクラブ活動費、PTA会費、生徒会費が対象となったものでございます。このことを前提といたしまして、まず大和町におきます要保護、準要保護の方の人数、それからクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の概算について、そして就学援助の対象の充実をということでお聞きしたいと思っております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

私のほうから、今ご質問の件でございますが、教育扶助の対象児童生徒でございます、まず。平成24年度が、小学校児童におけます要保護児童につきましては12名、準要保護児童につきましては112名の124名でございます。中学生につきましては、要保護生徒が6名、準要保護生徒が48名の54名でございます。合計で178名ということでございます。

次に、要保護児童への就学援助としてのクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目におけます国の補助限度額によります扶助額でございますが、平成22年度が、合計になります35万2,780円、平成23年度が40万1,730円、24年度が35万3,220円となっております。これはあくまで要保護で3会費といいますか、についてでございます。

また、就学援助の対象充実につきましてはですが、国の就学援助におけ

まず要保護児童生徒、いわゆる生活保護によります保護の一つとしての教育扶助費に準じまして、準要保護児童生徒への扶助を実施しておるところでございます。準要保護児童への就学援助につきましては、国の生活保護におけます教育扶助に準じて、学用品、通学用品、通学費、新入学児童生徒学用品、校外活動費、修学旅行費、学校給食費を支給対象にしております。就学援助を実施している現状でございます。現在の対象児童数は、被災されて来られた方もおりますけれども178名ということで、全児童に対する割合は8%弱となっております。

また、要保護・準要保護児童生徒の認定事務につきましては、初めに申請希望します保護者の方から生活状況及び世帯の構成、さらには保護者の収入実態などを記載いただいた申請書を民生委員会の意見を添えて関係学校を經由しまして町の教育委員会に提出していただきます。その後、教育委員会におきまして申請内容の調査を行い、定例教育委員会の承認手続を経て決定がなされ申請者に通知しますとともに、就学援助が実施される運びと、このようになっております。

そして、要保護・準要保護児童生徒の就学援助費の実績につきましては、平成21年度が106名で児童数の割合にすれば全体の4.9%でございますが、扶助費は718万4,975円、平成22年度が123名、同じく割合は5.7%でございますが、扶助額は760万1,124円、平成23年度は169名、割合は7.6%でございますが、扶助額につきましては978万8,246円となっております。年々その額が増加傾向にございます。

お尋ねの就学援助の対象充実ということでございますが、準要保護児童生徒に対します就学援助が町単独事業による扶助の実施となっております。要保護児童生徒並びに準要保護児童生徒への就学援助につきましては、今後とも国の基準を踏まえながら町の財政状況も十分考慮した中で検討を加えながら適正な就学援助に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

8番 (藤巻博史君)

まず、お答えいただいた中でちょっとわかりにくかったのでお尋ねしたいところがございますのでお願いをいたします。

2項目めというんですか、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、合計金額で出されちゃって、できれば分解した形で出てくるかなと思っていたらそういう金額だったので、分解できますでしょうか。お願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)
分解といいますと。

8番 (藤巻博史君)
今、例えば平成22年度が35万というお答えだったんですけども、クラブ活動費が幾らとかという金額があればなと思ったところでございます。

町長 (浅野 元君)
その件につきましては課長から。

議長 (大須賀 啓君)
教育総務課長。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

ただいま議員のご質問でございますが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これにつきましては国の限度額、要保護に定められる生活保護費の中の教育扶助費の中の3項目というふうなお尋ねかと思いますが、こちらでお答えできるのは限度額ということでお願いしたいと思っております。

クラブ活動費、小学校、中学校、単価がございます。小学校につきましては、クラブ活動費が2,630円、中学校につきましては2万8,780円。生徒会費につきましては、小学校が4,440円、中学校が5,300円。PTA会費につきましては、小学校が3,290円、中学校が4,070円。以上となっ

ておりますので、これに対して要保護あるいは準要保護児童生徒の数を掛けますと試算というふうな形で出るようになります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ありがとうございます。

一つは、もしかすると自覚がないということになるのかもしれませんがけれども、実は結構要保護の方におつき合いがございまして、クラブ活動費とかそういったものを支援として、あるいはPTA会費、そういったものが、これは生活保護じゃないよ、いわゆる教育委員会のほうからそういうのをもらっているかいということを知いたらわからないというような回答だったものでちょっとお尋ねしたところでございますので、基本的に要保護の方については皆さん行っているという認識でよろしいんでしょうか。どなたに聞けばいいのかな。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

要保護の方については、その3項目、行っているということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ありがとうございました。そういう前提のもとにお話を伺いたと思います。

一つは、全員自覚がないということのようでございますので、そこは

どうしたもんかなというふうに、ある意味保護を受けている実感がもしかするとないのであればそれはそれで一つは問題というんですか、それがあつのかなと今実感をしたところでございます。

それから、クラブ活動について、これは全校ということじゃなくて大和中について聞いてみたところでございますけれども、どうしても運動部のほうが活動費というんですか、かかるということで、これは多分毎年かかるものじゃないでしょうけれども、新入生に、何ていうんですか、多分保護者の方にでしようけれども、24年度、新入生部活用具購入費用、おおよその金額というものが出ておまして、一番高いのが剣道で7万7,000円、あと次はどこだかよくわからないんですけれどもよくある、野球であれば4万8,000円、剣道で言うと防具一式とか、防具袋、竹刀袋、ゼッケンとかということで7万7,000円。それから、野球で言えばグローブ、スパイク、ユニフォーム、アップシューズ、遠征費とかそういうので4万8,500円というようなことで、スポーツクラブは概して高いのかなんて。もちろん小学校からやっている方については全部新しくそろえなくてもいい。あるいは、毎年じゃなくて新入生はそろえるけれども2年、3年になればそろえなくてもいい。そういったものもあるんだろうなということでございますが、そういった、これは学校の資料としていただいたところでございます。それで、逆に吹奏楽部ですと、楽譜入れ500円とか、パソコンの場合はパソコン検定料、希望されない場合には多分ゼロなのかなと思うんですけれども、そういうような額になっているようでございます。

それで、お尋ねしたかったところは、いわゆる特に準要保護ということでございますけれども、どうしても部活というんですか、先ほど今申し上げましたようにかなりスポーツ部については高額なことが予想されるということで、いわゆる文科系のところに希望せざるを得ないというんですか、そういった傾向が私も見てとれるところでございます。ということで、質問要旨のところに入れておきましたけれども、いわゆる準要保護というところに対してもそういった扶助というの、これは町のところでは、町が決意すればという言い方でいいんでしょうかしら。扶助をしてもできるということになっていると思いますので、そこら辺

についてお尋ねをしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

補助制度につきましていろいろな制度があつて、そして要保護、準要保護等々によって若干の差といいますか、そういったものがあるというものに対してのご意見だというふうに思っております。そういったことにつきまして、クラブ活動の内容によって違うということもあるようでございますけれども、今クラブの会費が違うから文化にしか入れないとかというのは、ちょっとそこまで私、すいません、把握はしておりません。

また、クラブ活動につきましては、そのとおり道具等につきましては、1年だけではなくて2年、3年という形の中でやっていける部分もあるのではないかなというような思いがございますので、種目によって多少の金額のかかりの差といいますか、そういったものは出てくるのはやむを得ないのかなというような思いもございます。

また、遠征とかそういったことにつきましても、近場で遠征できるところと遠くまで遠征するところとかそういった対戦相手のこともあるでしょうから一律にそれを平均化するとかというわけにはなかなかいかないのかなというような、クラブ活動の内容があらうかというふうに思います。

それと、要保護と準要保護とを一緒にと、同じように考えられないかということでございますけれども、そのことについては、今回新たに国のほうでその三つが加わった状況でございます。あと、要保護と準要保護の方につきましては、それぞれに事情も違っておる中でそういう状況になっておりますので、その辺についてそういった三つ少ないのが現状だというふうに思っております。

あと、この予算の関係もございますので、そういったことで、現状は今国の保護形態といいますか、そういったものに倣った形でやっている

現状がございまして、そのような形で今進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

先ほどクラブの購入費というようなことでお話し申し上げたんですけれども、私も余り、高校のときに柔道をやっただけであれなんですけれども、例えば柔道着ということで1万5,000円、多分1着だと思うんですけれども、1着で済むのかとか、あるいはどうも試合用というのはまた何か襟の幅とかよくわからないんですけれども、そういったもので、それはほかのところにも当てはまるのかなと思っているんですけれども、1万5,000円が1万5,000円で済むのか。それ自体も、例えば卓球についても何か普通のラケットと試合用とまた違うのかな、これは素人なんです。ということで、なかなか部活というのが、先ほど申し上げたように、これが満額いけばいいというところではございますけれども、そういう中でどうしても自分の行きたいクラブというんですか、そういったものを曲げざるを得ないという現状がどうもあるように私には見てとれるということで、先ほどの町長のお答えの中であつたんですけれども、国の基準というんですか、そういったもの踏まえながらやっていくんだというようなことですが、さらなる援助というものができないものが改めてお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その件につきましては、教育総務課長からお答えさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）
教育総務課長菅原敏彦。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

お答えがきちっとできないということをまず前提としまして説明をさせていただきます。

あと、先ほどご質問のありました運動部というふうなことで、要保護には単価基準がございます。それぞれ柔道、剣道、スキーというふうな例示がございまして、中学生の場合の就学援助の金額がそれぞれ定められていると。議員もご承知かと思います。

あと、準要保護についての取り扱いについては、町長答弁のとおり国の基準に従って、準じてこれを踏まえていくというふうな前提でございます。また、単独事業というふうなこともございますので、そういった総合的な観点から教育扶助を実施されているというふうなことでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

要保護、それから準要保護の世帯についての実態を踏まえながら、この制度の充実について求めていったところでございます。引き続き要望を続けていきたいと思っております。

1点目、終わらせていただきます。

では、2件目に入らせていただきます。

これは街路樹の根で歩道ブロックの段差が生じたところが目立つようになっただけでございました。緑は大切でございますが、歩行者の安全をどのように確保するのかということで、特にブロックの根上がりというんですか、そういった問題についての対策について1点目はお尋ねいたします。

それから、2点目につきましては、商業施設の出入り口周辺、周辺というか出入り口です。そのブロック破損が激しいものがあるということで、歩道の管理責任はどのようにになっているのかお尋ねいたします。

3番目として、まほろばホール周辺の街灯、切れているところが切れているということで、町の中心施設として真っ暗なところというのはいかがなものかということでのその改善点についてお尋ねいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、まず1点目、街路樹につきましては、豊かな景観と四季の移り変わりを知らせてくれて道行く人たちに潤いと安らぎを与えてくれるところでございます。ただ、成長すれば根が伸び太くなりまして歩道のブロックや舗装を盛り上げ段差が生じているところがございます。盛り上がっているところがございます。盛り上がっているものは根を切断して段差を解消する方法もございますけれども、根張りが足りなくなって風による倒木の危険性もございますので、歩行者の安全を確保するためにはアスファルト等によりますすりつけで段差を緩和する方法が考えられるところでございます。街路樹のある歩道につきましては、段差の状況を確認して適期に対応してまいりたいと思います。

第2点目の質問でございますが、歩道の管理につきましては道路管理者が行うもの、町道の歩道であれば町でございます。歩道を横断をして商業施設の出入り口としている部分の舗装構成につきましては、車道並みとなっておりますところでございます。ブロックが破損している件につきましては、原因が何なのか特定される場合の修繕につきましては、因果関係がはっきりしていますので原因者をお願いしているものでございます、原因がはっきりしたものです。それ以外のものにつきましてですが、商業者の出入り口は車両、歩行者等が多く営業時間も夜遅くまで営業しておりますので、修繕等につきましては、その営業している商店とかと慎重に検討しながら対応しているところでございます。

次に、3点目のまほろばホール周辺の街灯の質問でございますが、ま

ほろばホール北側の町道、吉岡吉田線につきましては両側歩道があり電柱も両側にあることから、左右千鳥に電柱に防犯灯が添架されております。また、交差点には200ワットの街路灯が2基ずつ設置されております。また、南側の農協の通りには農協側に電柱がありませんので、まほろばホール側に防犯灯が設置されております。照明灯が暗いところにつきましては、LEDライトに逐次交換するなどして対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

私のアパートから500メートル以内の話だけで何かちょっと心苦しいところはあるんですけども、まず1点目でございます。まず、街路樹の根、どうしてもブロックという格好はいいんですけども、今朝も杖をつかれたご夫妻が散歩をなされておったところでございますが、やはり小さい段差でもかなりけつまずくというんですか、そういったことがあり得る状況だろうというふうに思っております。アスファルトの舗装であればちょっと盛り上がるというようなところだったのかなとも思いますけれども、ああいうふうになった。さらには、質問の中には入れなかったわけですが、震災によっても若干の段差ができるとどうしてもブロックというものはね上がっちゃうというんですか、そういったものが出てくるというふうに思っております。ということで、やはり今答弁の中にもございましたけれども、そうかといって根っこを切るというわけにはいかないということで、やはり小まめな修繕というんですか、そういったものが必要になるのかなというふうに思っていますので、そのことについて改めてお答えをお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、商業施設の出入り口につきまして、これも以前にも指摘したことがたしかあったと思うんですけども、今始まったものではないということではございますけれども、ちょっとこれ答弁が微妙なご答弁になっていて、原因が何なのか特定され

る場合の修繕については因果関係がはっきりしているので原因者にお願いしているものでありますということで、お願いしているけれども、じゃあまだやってないのか。あるいは、また二つ目のお答えの出入り口は車両、歩行者が多く営業しているので修繕は慎重に対応しているということではなかなか改善されないのか。そのことについて、どちらか。どういう状況なのか教えていただければと思います。

それから、3点目でございますが、まほろばホール周辺の街灯ということでございます。確かに、私、実は3月にも質問したところでございまして、吉岡吉田線はもう明るくなりました。それから、農協側の通りについてもそれほど暗いとは思えない。暗いんですけども、それなりにということで、問題にしたところは、実はその間のところでございまして、ひだまりの丘から例えばずっと南のほうに下がって行きますと、商工会のある信号がございまして。そこから先が真っ暗という状況でLEDライトに逐次交換するなどということじゃなくて、街灯そのものはあるわけでございます。特殊なランプなのかどうか、街灯はあるけれどもランプがついてないという。逆に言えば、ただそれだけのことなんですけれども、そこら辺、吉田線のほうの明るくなった、あるいは農協側がそれなりに明るいという中で、どうしてそういう状況が、少なくとも1年近く放置されているのかということがちょっとわからないので今回質問したところでございます。ですので、わかれば教えていただければと思います。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

同じ答えになってしまうところでございますけれども、歩道につきましては、そのとおりブロックですと化粧板ですので、つくったときは非常にきれいなんです。それが木が成長しますとどうしても根っこが張ってくる。そうしますと、あれは砂の上に乗っているだけですからどうしても盛り上がってくるということがございます。それで、先ほども申し

ましたけれども、その根っこを切ればいいということになりますが、究極的に言えば木を切ればという話もあるんですが、そうやっては全く台なしになりますので、根っこを切る。そうすると、また危ないということでございますので、化粧板をとってしまって、見場は少々悪くてもアスファルトというようなああいう形で直していくということが一番歩行者に優しい方法かなということでございます。

あと、2番目の件でございますが、どちらの件かわからないということですが、私もどこの話をされているかわかりませんので、どちらも両方話したところでございますので、逆にそういうことは担当課のほうに直接言っていただければきちっと答えられると思います。

3番目も同じでございますが、電気が切れているのであれば切れてるよと優しく教えてください。我々回ってはいますけれども、どうしても見落とすことはございます。全く点いてないところとかであればまた調査をしてということになりますが、傘というか、それが点いているということであれば、それは電気の球を交換するということになると思いますので、どうぞ遠慮しないで担当課のほうになり、わからなければ総務のほうでも結構です。そういったお知らせいただければ対応を即してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

3点目については、もしかするとあれですけども、3月のときにも言ってまだ直ってないなということで、確かに一般質問に上げるようなことでは、ちょっと申しわけなかったんですけども取り上げさせていただきました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番平渡高志君。

11番 (平渡高志君)

皆さん、お疲れのようではありますが、私、最後でありますので、どうぞしばしおつき合いを願います。

通告に従いまして、私からは2件3要旨について質問をさせていただきます。

まず、第1件目の質問であります、学校での事故発生時の危機対策はについて教育長に伺います。

近年、全国的に学校でのいじめ問題、部活動でのけが、通学中の事故が多く発生をしております。本町の学校でもいろんな事故、事件が数多くあるようです。いずれも初期の対応が重要になってきます。事故発生時に病院、保護者、関係機関と密に連携をし適正に処置をしなければ後々に大きな問題になってくるが多々あるようであります。そこで、2点について伺います。

第1点目、いじめ問題、事故等が発生し大きな問題になったとき、教育委員会が最初に行う対応は。また、危機対策マニュアルはつくっておるのか。

2点目、危険な通学路も非常に多く、通学中の子供たちの事故も多くなってきております。文科省でも全国7万カ所で通学路の点検を行ったようでありますが、本町ではどのような取り組みをしているのか。また、近い将来危険な箇所を改善していく計画はあるのか。これが私の1件目の質問であります。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

平渡議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねのありましたいじめ問題、事故等への対応についてお答えいたします。

いじめ問題は、ご承知のとおり全国的な問題であります。本町においても現在5件のいじめについて継続して指導中となっております。

教育委員会としましては、早期発見、早期対応が大切であると考え、各学校において毎月いじめに関するアンケート調査を行っています。さらに、その内容において「いじめられたか」という項目だけではなく、「いじめたことはないか」という項目を入れることで児童生徒にいじめとは何かを正しく認識させる取り組みを行っています。調査結果は、毎月各学校から報告を受けますが、個々の指導の状況についても報告を求め指導を行っています。

指導に当たっては、文部科学省からの平成18年10月19日に出された「いじめ問題への取り組みの徹底について」、平成23年1月20日に出された「いじめの問題への取り組み状況に関する緊急調査結果について」、「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイント」に基づいて指導を行っています。平成24年の9月には、平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料としましてマニュアルが送付されており、校長会議、教頭会議において再度確認を行っています。また、今後県から配付される「いじめ防止マニュアル」を活用して各学校への指導を行っていきます。アンケートの結果により見えない部分が把握できたことにより、一人一人の対応を細かいところまでできるようになりました。

学校事故については、本年度から軽微なものについても事故報告を各学校に提出させるようにしております。第一報が入ったところで状況に応じて職員が学校現場へ出向き、事故の状況を確認し事後対応について指導するとともに、学校と協力して対応に当たることといたしております。児童

生徒への適切な指導、保護者への丁寧な説明に心がけたいと考えており
ます。

続きまして、通学路の危険箇所についてお答えいたします。

本町でも8月に都市建設課、大和署交通課と合同で通学路の安全点検を
実施いたしました。学校から報告のありました町内23カ所をリストアップ
して道路管理者、県と町でございますが、道路管理者による対策が6カ所、
県2カ所、町4カ所で主に道路の補修修繕等を6カ所についてはいたしま
した。それから、警察署による対策が1カ所でございます。鶴巢山田地区
内の県道に予備信号機を設置が行われました。また、13カ所、県道9カ所、
町道4カ所でございますが、この対策については検討中でございます。こ
のことについては、教育委員会としましては、各学校でできる安全対策に
ついて11月までに報告を得ております。現在、交通安全指導の徹底、児童、
保護者への注意喚起、保護者、教職員による街頭指導が行われているとこ
ろでございます。今後も学校、道路管理者、警察との協力のもと、児童生
徒の安全な登下校に努めるとともに、関係機関へ働きかけていきたいと考
えております。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

現在、本町でも5件のいじめが今継続で指導中となっておりますが、
この前、11月29日、教育委員会の定例会において社会文教常任委員6人
で傍聴に参りました。何か11月のいろいろ日程等々は説明全部して、教
育委員さんにおったわけですが、このいじめ問題等々、事故問題、1件
も連絡が、説明がなかったと私はちょっと思っておりますが、11月2日
に読売新聞において、柔道部のことで提訴されました。11月22日が裁判
の日であったんですよね。その報告すら教育委員さんにはしてないんで
す。このいじめ5件とそういう事故、いろんなあったものを何で教育委
員会委員の人たちに説明、また経過報告をしないのか伺います。

議長（大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）
お答えいたします。
過日の傍聴につきましては御礼を申し上げます。
個人名が出て相手の方、双方いろいろ課題があるというふうに判断した場合には、協議会という形で、その後のときとか別な日とかに集まってもらって報告をしております。大変恐縮でしたが、あの日もあの後協議会に切りかえまして委員には説明をいたしました。

議長（大須賀 啓君）
平渡高志君。

11番（平渡高志君）
開かれた教育委員会と言いながら、傍聴者にはそういうことは一切聞かせないで密室でやる。私は、それおかしいと思います。ですから、学校の問題は内々にだけなってしまうと大きな問題になってから新聞に発表になったとか、そういうときしか我々にも、また執行部の方々にも知らせていない。私は、本当に隠蔽がひどいと思います。この前行ったんですけれども、そういうのは一切しないで別なところで。やはり我々議会でも堂々と傍聴者の皆さんが来ている中でいろんなことを議論するわけです。名前は誰も言ってくれとは言っておりませんよ。やはりこういう事例がありました。このことについてとかっていろいろ経過説明が私があってもいいのかなと、まず一つ考えました。

また、このいじめのマニュアルはあるでしょうけれども、じゃあ事故等が発生した場合のマニュアルはつくっているのでしょうか、お伺いします。

議長（大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

お答えいたします。

大変申しわけありませんが、やはり個人情報等るる心配されることがありますので、その状況によって協議会という形にさせていただきたいと思えます。

それから、2点目につきましては、町としてのマニュアルはないんですが、ただ先ほど申しました国のマニュアルと、それから県が9月、10月と出しております。申しわけありません。（「事故があった場合のマニュアルはありますか」の声あり）

特にマニュアルというのはつくっておりませんけれども、早期の対応ということでいろんなケースありますけれども、一番は状況判断とか、現場に行くとかという基本的なところで行っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番（平渡高志君）

この前、11月23日、町民と議会の懇談会の折、ある町民の方からこのような、今、読み上げますけれども事例が報告されましたので。

大和町立某学校、B教諭について。B教諭は、ソフトボールの顧問をしていました。平成23年の中体連のことです。ソフトボール部では日よけのため具合を悪くした生徒の休憩の場にと簡易テントを購入しました。各学校のソフトボール部も同じように学校単位でテントを用意しているところも多いそうです。当日、B教諭はそのテントを設置したわけですが、たまたまB教諭のものだけ突風で飛ばされある保護者の車に当たったそうです。車を直す費用は何十万とかかりました。それを当時の校長先生、そして教育長さんに報告したところ、自助努力をしてくださいと言われたそうです。つまり自分の責任で支払いを努力してくださいということです。当時の校長先生いわく、保護者からカンパを募ればいいの

ではないかと、そういうことを校長先生は言ったそうですが、B教諭は冗談じゃない、誰がカンパを募れるのかと思ったそうです。仕方なくB教諭は自腹を切ったとのこと。奥さんがたまたま保険に入っておりBさんの個人的な保険から費用を賄ったと聞きました。当時の校長先生と教育長さんから、これ奥さんにと1万円の商品券が渡され、仕方なく受け取ってしまったそうです。B教諭はいつでもこの商品券を返す用意があるとのこと。私は、学校及び町教育委員会が負担すべき費用をこのB教諭個人が自己負担することに疑問を感じます。この支払いの件について検討を願いますということですが、このような事例があったか否か、教育長、お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)
そのような事例がありました。しかし、そのことについては……。
(「よろしいです、あっただけで」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)
これ公務中ですよ。公務中にこのような事故があった場合、これはやはり個人負担なんですか。私は、公務災害、いろんな面で、でなければ同じ職員の方々もそうでしょうけれども、仕事に何かして事故が起きた場合、これ自己負担ということなんですか。ですから、私は危機対策マニュアルをつくっておって、何かあった場合は、これ部活で子供たちを先生が乗せて遠征に行くとか多々あると思います。そのときは、やはり自分の乗用車を学校で借り上げ、公用車並みにして行くという規定もありますよね。そのときの事故もいざ起きた場合、万が一、これもこういうことになっちゃうんですよ。ですから、ましてやこれは学校の

テントを張ってやって事故が起きた。これはやはり町が負担をするべきじゃないですか。どうでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)
お答えいたします。
そのことによって、大分費用のことについては町内の校長先生方とも相談しながら進めていったところでした。ただ、お話の中によって、車のことについては準備できると。ご本人の保険があるということを持って、それではそれで対応していただきたいというふうなことになりました。
それから、あとたまたま奥様がそういう保険に入っていたということで、そちらもそのようにそれをお願いするという形で先生にはお話ししたというふうに私は求めたところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)
じゃあ、もし保険入っていなかったら、これやはり自己負担だったですか。

議 長 (大須賀 啓君)
教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)
その場合には相談を町当局とさせていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

これはちょっとおかしいんじゃないですか。保険に入ってるからその人の保険。何も入ってなければじゃあ町で考えます。ですから、私はこういうことが起きた場合のためにきちっとしたマニュアルをつくってなければこういう問題が発生した場合対応できないんじゃないかと。私、前からこれは文教常任委員会の折にも話しておったわけです。実際起きてしまってからさあどうしましょうでしょう。ちゃんとこういうことをしっかりしておけば何もその事例によってすぐ対処できるはずなんです。今後こういうこと、教育長、考えていく用意があるんですか。早速マニュアルをつくるとか、こういう事故起きた場合は町で負担をするとか、そういったことを考えていくお考えありますか。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

本日の平渡議員のこの質問を定例の教育委員会にかけてぜひその方向で考えさせていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

何とかやはり頑張っている方が子供のためと思ってそういうテントを張ったりいろんなことをしている先生が、事故起きたら自分の負担ですよと言ったら何もしてあげられなくなるんです、子供たちに。余計なことすれば自分でしなければならない。やはり安心して仕事させるためには、何かあったらそれをきっちりとカバーしていくのが私は教育委員会でないのかなと。おっかなくて先生何もできませんよ、こんなことやって何

もなかったら、マニュアルも何も。

もう1点、読み上げます。

二つ目です。私は、9月3日、4日に行われた議会を傍聴していました。千坂議員による「いじめ対策は万全か」の一般質問に対し、教育長さんは、早期発見、素早い対応、丁寧な経過説明が大切、すべての教職員が当事者意識を持つなど立派な答弁を述べられておりました。そして、さらに千坂議員は突っ込みました。いじめられた方にも原因はあるというお考えですかと。教育長さんは答えました。そういう考えは持たないようにしていますと。実に立派なお考えです。でも、実際はどうなんでしょう。大和町立某学校、A教諭の事例です。

A教諭は、平成23年9月13日、学校の職員室で大勢の生徒や先生方が見ている中で、同僚の教諭から胸ぐらをつかまれ、勢いをつけて押されけがをしました。頸椎捻挫という診断で1年たった今でも首の痛み、それに付随して背中や腰の痛み、頭痛、めまいなどという症状に襲われています。体に痛みが走り夕方まで立って授業することが困難です。現在も病院通いを余儀なくされています。暴力を振るった教諭は生徒指導主事でした。生徒を指導する立場の者が10歳も年下の教員にいきなり暴力を振るう。あってはならない行為です。その事件に対し、某学校の当時の校長先生及び町の教育委員会は、事件を公にしたくない。事件を大きくしたくないため、隠蔽工作に走りました。事故があったのは9月13日、事故報告書もしばらくつくりませんでした。やっとつくった報告書、11月に作成、虚偽報告だらけでした。

まず一つ、何が虚偽かというのと、この一方的事件を喧嘩とみなしたからです。A教諭は、喧嘩はしていません。挑発行為もしていません。一方的に暴力を受けたにもかかわらず、町教委は教師のトラブルとして県教委に報告をしました。つまり両方悪いとしました。そして、教育長さんは、このA教諭に対して転任を勧めてきました。この事件があったから先生もいづらいでしょうと。加害者ならともかく被害者にまでそのような仕打ちはおかしいと思います。加害者も被害者の存在も面倒くさいので、臭い物にはふたをし、大和からいなくなってもらえばという考えではよくないと思います。この教育長さんの発言、今までの行いに対し、

平成23年11月8日、宮城県教職員組合は指導に来ました。その後やっと被害者A教諭の実家に平成23年14日に町教委は謝罪に行ったのですが、その謝罪の折、いまだに教育長さんは、この事件を喧嘩と言っていました。一体何を謝罪に来たのかあきれました。被害者意識に欠けています。喧嘩かどうか、学校の職員から事情聴取もせず、勝手に喧嘩と仕立て、長期にわたり被害者A教諭に心身ともにダメージを与え続けた現実があります。学校で起きた暴力事件、いち早く解決に向かわせることが学校及び教育委員会の仕事、素早い対応が大事と教育長さんは議会で言っていました。教職員組合が動いてからやっと事情聴取に乗り出したのが2カ月後であります。町教委が事情聴取をした日が平成23年11月9日から11日。つまり暴力事件が起きてから2カ月後のことです。早期発見、素早い対応とはきれいごとです。しかし、組合に突かれてから動く、事情聴取をする、謝罪するでは非常に情けない。いじめられたほうにも原因があるというお考えですかという質問にもそういう考えは持たないようにしていますと言っていた教育長さんですが、実際被害を受けた者にも原因があるということにして、そして喧嘩というぬれぎぬを着せ被害者を追い詰めているではありませんか。暴力に至る原因などそもそもあり得ません。これは大変な問題です。当時の校長先生、教育委員会は、加害者を擁護し、できるだけこの問題について波風が立たないように考えていたようです。教育委員会は弁護士にも相談に行っております。弁護士のところに行ったその証拠もあります。

という内容であります、これもあったか否かお伺いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

ございました。ただ、一つだけ、伺った中で臭い物にはふたをすることで転勤を勧めたということではございません。一般的にやはり場所をかえて新たな気持ちで行うというのは勧める私たちの考えでございますので、そこはご理解いただきたいし、そのことについてご本人の

意思を尊重しなかったとは思っておりません。そこだけです。

あと、今、議員がおっしゃったことについても、改めて定例の教育委員会でお話しさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

お話しさせていただきますって、これ去年の9月に起こった事件なんですよね。それを教育委員さん方には一切まだお話しはしていないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

失礼いたしました。その都度話はしております。つまり毎月の定例会ではよく話をさせていただいております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、これもいじめと同じなんです。生徒指導主事といたしましたら、やはり学校では校長、教頭、教務主任の次あたりの地位にある方です。その方が年下の、10歳も下の教員にこういう暴力を振るうということは、私はいじめの一つだと思います。ですから、いつでも教育長が言っているように、早期対応、またいろいろこの前の一般質問でも述べましたが、全然早期対応、早期あれはしてないじゃないですか、2カ月も。それも教職員組合から指導を受けて初めて動いた。これいじめと同じなんです。いじめも受けていながら、大津の中学校でもそうでした。ずっ

と最後までいじめではないと。新聞等々、マスコミ等々で動いてから初めていじめがあったと言うような。これすっかり同じですよ、今やっていることは。ですから、私は、本当に何も隠したって、この新聞だって同じです。新聞報道あってから我々に教える。やはりおかしいと思います、これ、教育長。何でもっと早く対応できなかったのかお伺いします。

議長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

こういう事件とか事故、そのときはやはり当事者といいますか、最初の場合ですとやはり学校を信頼しておりましたので、校内での対応ということに重きを置いたというところがございます。それで、遅れたと言えば遅れたというふうに思っております。いずれのこの新聞のときも、大変申しわけありませんが、このことについては余りにも突然でかなり空白があいていたので、これは申しわけありません。本当にわからない状態でおりました。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これまだいじめの問題も今経過で、またつい最近もあったそうでありますが、保護者会を開いて、その後も我々常任委員会にも全然何も無い。我々は、あるところに行つてこういうことがあったそうですねと。ある学校でこういうこと、事件が起きたそうですねと聞かされてから議員は、えっ、そういうことあったんですか。恥ずかしいんです、はっきり言って。ですから、保護者会まで開いたのであれば、もう全部世間にわかっているんですよ。知らないのは議員だけでは恥ずかしいです、本当に。ましてや我々社会文教常任委員会で教育委員会と一緒に子供たちを育てよう。何も教育委員会を責める、チェックするだけが私たちの仕事ではないと思っています。やはりそういう問題あったら一緒

になって解決していこうという姿勢が文教常任委員会にはあります、みんな。それを相談もないで、新聞に出てからこういうことがありました。それでは、我々はどうすればいいんですか。やはりこういう教育委員会の今までの隠蔽体質が今になってぼろぼろと事件が出てきているんです。教育長、そのことに関してどう思いますか。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）
お答えいたします。
過日の社会文教常任委員会に出て課長のほうから保護者会を開いた場合にはやはり公になっているので、今、議員がおっしゃったとおりに知らせるといふか、報告が必要ではないかといふのをいただいております。まだ全体に諮ってはいないんですけれども、そのようになるかなという想定をしているところです。
それから、やはりお話しするということなんです、どうしても個人の名前が出てるときはなかなかいろいろな想定をしまして、どうしてもオープンにできないという心情が働きます。まして子供たちのこととなるとなるとそんな感じを持っているところですが。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）
我々、どこの誰それという名前は聞くつもりはありません。やはりこういうことがありましたと言だけ聞けば、私の中にも今度誰かに聞かれた場合、一般の方々に。いや、こういうんだ。いや、違う。こういうわけだったそうですよというようなことは弁護できるんです。それが何も知らないんであれば、言われれば、ああそういうことがあったんです

かと言ってやはり教育委員会のほうにそのままぶつける以外ないんです。ですから、そういうことのないように、誰も個人情報とかそういうことを聞いているんじゃないんです。余り考え過ぎじゃないですか、教育長さんが。どうぞ。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）
お答えいたします。
ただいまの議員のお答えのようであればという、大変失礼ですけれども、そのように受けとめていただけるのであれば、過日の社会文教常任委員会のときの報告ですか、そういうのは今後させていただきたいと思えます。

議長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）
もう1点、この前の、今裁判中ですから余り触れはしませんけれども、11月2日に読売新聞に載りましたね。その後、常任委員会の正副委員長にこの連絡は受けました。新聞報道あってからです。でも、教育委員さん方には連絡しなかったということで、結局11月9日に議員の方々に報告をされました。その後、13日に臨時教育委員会を開いて委員さんに伝えたようですね、この報道を。ですから、教育委員の方々にも知らせない。それも新聞報道が2日にあったのにもかかわらず13日まで教えてない。それは、私、何のために教育委員がいるんですか。学校の勉強とか成績向上とかそういったことだけの質疑で、この前の委員会では。やはりこういうことも、いろんなことを交えながら、こういういじめの問題、何も一々氏名を出すことはありませんよ。事例でいいんです。こういうことがありましたので、まずお伝えしておきます。お知らせしておきます。

やはり教育委員会の皆さんだって、委員の皆さんだってやはりそういうことを知らないでほかから知った場合、私も恥ずかしいと思います。私も本当に恥ずかしかったですから。その点を今後直していただければと思います。

それでは、2点目に入ります。

通学路です。今回7万カ所を見たわけですが、これは大和町の教育委員会でも危険箇所、通学路に関してはこの文科省が調べたんでないでしょうから、大和町の教育委員会が調べてそれを文科省のほうに、各町の教育委員会が多分出したと思うんです。それで、今この23カ所ですけれども、全部でこの通学路は何カ所、大和町ではあるんですか。通学路としている道路です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

この調査は、小学校と分校が主で中学校のほうは調べておりません。

また、通学路は全部と、ちょっと総計できなくて申しわけありません。学校ごとに持っておりますし、特に吉岡小学校においては余り数値がはっきり出てないところもございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

じゃあ、これ文科省でどこを基準にしてこの7万カ所と言ったんでしょうね。全国で7万カ所あるという、はっきりした指数です。そのうち5万カ所だかが危険箇所というようなのが出てたんです。ですから、多分大和町でも教育委員会が調べて何カ所あります。そのうちで危険箇所は何カ所ですというのを出したんじゃないですか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）
申しわけありません。お話しきちんとできなくてすみません。学校が危険と思われる箇所でございます。通学路全部ではなく、その中で危険と思われる箇所。それで、7校から上がってきたものが23カ所でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）
この通学路、本当に子供たちが通っていて危ないなというのを私たちも見ております。それで、今から、これは学校だけ、教育委員会だけではだめなんです。やはり学校と警察と、そして行政、この三つが一緒にしないと、こっちでは担当の都市建設課ですか、それが一緒になって見て、ここがちょっと危ないねとか言わないと、学校だけで把握して教育委員会にそのまま伝えても、教育委員会ではそのままなんです。警察と一緒にやってまず見たようなところもあるようですが、やはり連携をして、ここは危ないと言ったらそこはすぐ直していただくというような緊急性のところは警察のほうでも見てやるわけです。それをしないと大変だとまず思います。

あと、いつでも私も鶴巢のほうの危険箇所を一緒にPTAの方々と見るんですけども、鶴巢の元中学校、今のふれあいセンターからこの北目のほうにおりてくる。また、大崎三ノ関線がある。あと、今度もう少し変則で砂子沢地区のほうから通学路として今通っている道路。変則4差路というんですか、があるんです。それももう前から出しているんです。あそこは危ないんです。子供たちが砂子沢地区のほうから来て横断するとき、見通しが大変悪いもんですから、ですからあそこにドットラインというか、大崎三ノ関線から両方から来る、下草から来る、大崎か

ら行くのにあそこのところに少しでこぼこの歩道みたいなのをつけていただくか、スピードをおろすために。そういうのをずっと前から要望していたんですけれども、今全然改善なされていない。やはりそういうのも見て、また道路管理のほうも一緒に行って、来てもらって直す。そのようなことをしなければ、私は一向に、ただ学校から上がってきたのを危険箇所と見るだけではだめだと思うんです。その点どうですか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

この23カ所につきましては、先ほど申しました3者、教育委員会ももちろん入りましたが、3者によって現地を見て対応したところがございます。それで、議員がおっしゃったこの北目地区ですか、このことについては、大変申しわけないんですが、対策予定箇所というふうに今なっているところがございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

あと、通学路となっているところで砂子沢から今の4差路に来る途中で、平成19年に元気な地域づくり整備交付金というものをいただいて、あそこを舗装していただいたんです、砂子沢から。でも、地目は農道なんです。それで、砂子沢の方々が、あそこを子供たちが通ってくるんですけれども、除雪をしてもらえないということがあったそうです。それで、産業振興課のほうですか、担当、農地であれば。そうしますと、あそこは町道でないから、農道だから雪は掃けないということで今まで、どこに言ったらいいかかわからないといったような地元の方々の意見であります。

それで、これも教育委員会ではあそこを通学路として認めておるんで

すから、教育委員会、また産業振興課、また除雪の都市建設課等々と話し合っ、通学路であれば幾ら農道であってもそれはやはり除雪しなければならぬんじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）
議員、申しわけありません。協議いたします。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

協議していただくということで、そこだけでなく各地区にもそういった箇所が多分あると思います。今、私のわかっている範囲内で区内を言ったんですけれども、今後ともいろんなことがあるでしょうけれども、まず一つ一つ解決していただければと思います。

これで私の1件目の質問を終わらせていただきます。

2件目ではありますが、「鶴巢に公園を」、どこまで進んでいるかの質問であります。過去2回、一般質問で鶴巢地区の公園整備を要望してきました。その都度町長は、地域の人たちと協議をしながら検討していくとの答弁でありました。以来、庁内でもいろいろと検討がなされ前向きな話もいただきました。地域の多くの人たち、特に子供たち、高齢者の方々は、公園ができるのを心待ちにしております。公園整備の進捗状況を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、公園整備の件でございますが、現場につきましては、ご承知のとおり高台に位置しておりまして、東側は大和町の東部地区の水田地帯が一望されまして、西側は船形連峰を見渡すことができる場所でございます。春には桜の花が咲きまして地区の憩いの場となっているものと認識しております。

さて、進捗状況でございますけれども、検討するというお話しておりましたが、担当課のほうで今、調査測量、設計まで進んでおるところでございます。

整備内容につきましては、東屋、ベンチ、照明などを配置して、公園内は吹きつけ芝で仕上げるといような考え方を持っております。

今後のスケジュールでございますけれども、この地域の方々と協議といたしますか、今後管理の問題も含めまして。それから、もう一つは、トイレの場所とか、上がいいのか、皆さんわからないかもしれませんが、高台にありまして、結構な上り坂でございますので、車で上に上れるような駐車場は設置しますけれども、トイレをどっちにしたらいいか。そういったことについての協議。それから、でき上がった後の維持管理、そういったことについてはなお地元の方と協議をしなければいけないというふうに思っておりますが、そういったことをやって積算作業に進んで、結果を検証して工事に着手という段取りを考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

大変ありがとうございます。あの場所は、皆さんちょっとわからないと思うんですけれども、旧鶴巣中学校跡地です。あそこの上のほうに公園が、前、体育館が建っておったわけですが、あそこが今公園というふうな更地になっておるわけでございます。あそこから私たち、今から中学のときですけれども、多賀城、あの辺何もなかったころ、蒸気船が走っていた。船が煙を出して行ったのがしっかりと見えたんです。今は別

な蒸気船でないもんですから煙は見えませんが、本当にのどかな地区で、やはり鶴巣の方々は、あそこが一番の見晴らしがいいし愛着のあるところであるんです。

それで、さっき町長がトイレ等々言いましたが、私は、トイレは防災センターの駐車場の一角でいいんでないかなと。やはり行く前に用を足す。また、そのトイレは別なああいう防災センターがあいているときは中に入って使えるんですけども、閉まっている土日のときはああいうところに散歩に行ったときも下にないとやはり、またあそこは駐車場でいろんな待ち合わせ場所にもなっておるところでもあるんです、地区の。そういうときはトイレが下にあったほうがいいのかと。上に置くと結構費用もかかると思いますので、設置していただけるならあの防災センターの外側で私はいいと思いますが、これも地区の方々と協議して、せっかくなつくっていただくものでありますから、やはりしっかりした地区民の方々にも喜ばれるようなものであればいいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

トイレの場所につきましては、そのように議員のお考えもあると思いますが、上がいいのか、下がいいのか。上がいいかと言ったのは、実はあそこ上り坂なものですから、ご老人は上まで車で行くのではないかと。上のほうにある程度の駐車場を用意する。そこで憩われて、トイレ、また下まで来るのどうなんだろうなというような考え方もあります。だから、議員おっしゃるとおり、下にあったほうが防災面とかそういったことについてはいいとは思いますが、なおその辺は地元の方と協議をさせてもらいたいと。

あと、維持管理といいますか、その辺につきましても、ああいう場所ですので悪い利用と言ったら変ですけども、いたずらされれば結構そういうことにもなりかねませんので、そういった等につきましても地

元の方々といろいろ協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これ、設計、いろんなものもできておるといわけでしょうから、年度として見れば25年度中ではよろしいと考えていいんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

予算につきましては今いろいろ来年度予算、検討しておりますので、できるだけ早くということ考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

鶴巣地区は、黒川郡内の下水道、これは下草、砂子沢地区にまたがってあります。また、し尿処理、これは大平地区にございます。黒川郡内の下水、またはし尿処理を全部鶴巣地区で引き受けております。さらに、県内の産業廃棄物も小鶴沢地区で一手に引き受けております。今回も20万トンもの瓦れきの焼却灰を小鶴沢の処理場に搬入することを町、県、公社等々で協定がなされたということ、冒頭の報告、町長からございました。いろんなところで瓦れきの受け入れ反対がされている昨今、鶴巣地区民は反対もせず快く引き受けました。町としても国、県に対して全面的に協力ができたものと考えております。今後もいろんな面で協力してくれる地区には環境整備等で応援していかなければと考えております

ので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で平渡高志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第3「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度大和町一般会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度大和町一般会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。

あわせて、専決第1号ということで、別冊の資料もございますので、そちらのほうもあわせてご準備をお願いできればと思います。

承認第8号でございます。

1ページにつきましては、専決の承認をお願いするに当たりまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして承認をお願いするに当たりましての案文の記載でございます。

続きまして、2ページをお願いしたいと思います。

平成24年度大和町一般会計補正予算(専決第1号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,141万8,000円を追加いたしまして、予算総額を90億5,602万3,000円としたものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、3ページの第1表によるものでございます。

この内容につきましては、昨日公示されました衆議院議員選挙執行費で

ございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

専決第1号と書いてあるものでございます。

まず、歳入でございますけれども、第16款県支出金3項県委託金第1項総務費委託金5節選挙費委託金1,141万8,000円を計上いたしましたものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

次に、歳出についてご説明いたします。

2款4項4目衆議院議員選挙執行費であります。平成24年の12月16日に執行予定であります衆議院議員選挙執行に要する経費を補正したものでございます。

1節報酬につきましては、選挙管理委員、投開票立会人の報酬でございます。

3節職員手当等につきましては、投開票事務従事者等の時間外勤務手当でございます。

7節賃金につきましては、臨時事務補助員の賃金及び選挙広報配布賃金でございます。

8節報償費につきましては、ポスター掲示板、これを私有地に設置した際の敷地借り上げの謝礼ということでございます。

9節旅費につきましては、投開票立会人等への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、選挙事務に要する消耗品代あるいは投票所の入場券の印刷代等でございます。

12節役務費につきましては、郵送料及び期日前投票管理システムの保守点検料でございます。

13節委託料につきましては、ポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場借上料及び投票箱の送致

用のタクシー借り上げ料並びに比例代表と、あと最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙を読み取り分類する機械の借り上げ料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本件は承認することに決定しました。

-
- 日程第 4 「議案第 7 4 号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例」
- 日程第 5 「議案第 7 5 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 7 6 号 会話町地区計画区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 7 7 号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例」
- 日程第 8 「議案第 7 8 号 平成 2 4 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 7 9 号 平成 2 4 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 8 0 号 平成 2 4 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 8 1 号 平成 2 4 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 2 「議案第 8 2 号 平成 2 4 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 8 3 号 平成 2 4 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 8 4 号 平成 2 4 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 8 5 号 黒川地域土地開発公社の解散について」
- 日程第 1 6 「議案第 8 6 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第74号 大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例から日程第16、議案第86号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

議案第74号でございます。

大和町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例についてでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

まず、設置の理由でございますが、防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、基地周辺自治体への防衛施設周辺の整備に関する法律第9条に基づいて交付金が交付されております。平成23年の4月に訓令によりまして平成23年度から基金の創設が可能となりましたので、調整交付金及びSACO交付金の一部を基金造成するため本条例を制定するものでございます。

交付金につきましては、通常1次分と2次分と分けて交付されておりました。2次分については年度後半に決定されておりますため、当該年度中に事業計画を策定して執行するのに苦慮している状況でございます。こういった課題を処理するため、調整交付金を基金造成し、効果的に使えるようにとすものでございます。

なお、本年度は現在1億3,000万円ほどの交付金が交付されておりますが、2次分の交付につきましては、普通交付金の分と、それから沖縄県道104号越えの米軍移転訓練のSACO交付金が合わせて7,000万円程度交付が予定をされております。最終交付決定につきましては、SACOの移転訓練が終了する2月から3月に確定するものと見込んでおります。

具体の充当先につきましては、規則で定めるものとしておりますが、現在は大和町あんしん子育て医療費助成に係る事業を予定しております。

なお、事業のメニューにつきましては、ソフト・ハード事業で防衛省の定めるメニューの範囲内で可能でございますので、必要に応じてメニューを検討していくものと考えております。

なお、対象事業につきましては、2年度以上にわたり継続する事業というふうになっておりまして、最大10年間で造成処分を行わなければならないというふうにされております。

それでは、本条例の条文でございます。

第1条につきましては、基金設置の定めを規定したものでございます。

第2条につきましては、積み立てる額について特定防衛施設整備調整交付金のうち予算で定める範囲内で行うものとしたものでございます。

第3条につきましては、基金の管理方法について定めたものでございまして、最も確実で有利な方法で保管をしなければならないと規定をするものでございます。

第2項につきましては、必要に応じて最も確実で有利な有価証券にかえることができるというふうにしたものでございます。

第4条でございますが、基金から生じる運用収益については、基金の目的の事業に充当することができるものとし、残余が生じた場合は基金のほうに繰り入れを行うというふうにしたものでございます。

第5条でございますが、基金の処分について定めたものでございまして、防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律施行令に規定する公共用の施設の整備または事業ということで、2年度以上にわたり継続して整備または事業のうち規則で定めるものに充当する場合に限り処分ができるものとしたものでございます。

第6条でございますが、規則への委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

5 ページでございます。

議案第75号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。

説明につきましては、皆様に配付しております条例議案等説明資料、議案第75号、第76号、第86号関係という資料の1ページをごらんをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、人事院の給与勧告に準じた取り扱いを行うために改正するものでございます。ことしの人事院勧告は、月給と期末勤勉手当、ボーナス分です。これにつきましては、民間と差がないということから勧告はございませんでした。それで、給料表とボーナスの支給月数の改定はありませんでした。

今回改正いたしますのは、50歳代、特に50代後半層において官民の給与の差がまだ残っているということから、55歳を超える職員の昇給についての改正を行うものでございます。

新旧対照表にございますが、右側の旧の部分でございますが、第5条第7項で、55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「2号俸」とするというところで、現在は55歳を超える職員については、昇給については2号俸アップするというところになっておるところでございますが、これが左の新しいほうの表でございますが、第5条第7号で「55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が極めて良好及び特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし」となっておりますが、これにつきましては、「かつ」以降、同項後段の規定の適用を受けないというのは、これは懲戒処分等を受けた場合、これについては昇給はできませんよということの規定でございますので、今回55歳を超えた職員の昇給につきましては、勤務成績が極めて良好か、また特に良好である場合に限り行うものとするという形に改正となるものでございます。

それで、その場合の昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応

じて、これは規則で定める基準、これに従い決定するものとするという形に改正するものでございます。今までの標準の勤務成績、2号俸上がっていたものが標準の成績では昇給はなしということで、ただそれ以上、標準の成績より良好であると、極めて良好と特に良好という段階あるんですが、その場合は現在の号俸数よりも抑制された形での号俸数のアップがあるということで、標準まではもう55歳を超えると昇給はしないという扱いに直すというもので、その内容について規則で定めるということに改正するというものでございます。

議案書の5ページに戻っていただきます。

附則でございます。この条例は、平成25年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

議案書6ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第76号 大和町地区計画地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正をする条例でございます。

大和町地区計画内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別紙の説明資料の2ページをあわせてごらんになっていただきたいと思います。

この地区につきましては、大和インター周辺区画整理事業におきまして8月の24日、換地処分のお知らせを受けて新しい町名、地番に変更するものでございまして、そのための住所の変更ということで、新しい町名につきましては、「大和町まいの一丁目」から「四丁目」というふうに変更をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

議案書7ページをお願いしたいと思います。

議案第77号 大和町庁舎建設基金条例を廃止する条例でございます。

大和町庁舎建設基金条例につきましては廃止することといたしまして、附則として平成25年4月1日から施行するものでございます。

これは、庁舎建設基金の資金に充てるために設置しておりました本基金条例を新庁舎が建設され残金をすべて一般会計に繰り出したことによるものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時25分 休憩

午後3時33分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の8ページをお願いしたいと思います。

あわせまして、事項別明細書第4号ということで別冊の資料もございますので、そちらのほうもあわせてご準備お願いできればと思います。

議案第78号 平成24年度大和町一般会計補正予算(第4号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億3,826万3,000円追加いたしまして、予算額を93億9,428万6,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加でございます。議案書の12ページをお願いしたいと思います。

第2表債務負担行為補正、追加でございます。庁舎管理業務委託、期間につきましては27年度まで、限度額につきましては5,700万円でございます。町民バス運行業務委託、26年度まで、限度額につきましては3,591万円でございます。一般廃棄物収集運搬業務委託、29年度まで、限度額につきましては4億7,224万5,000円でございます。バスターミナル維持管理業務委託、27年度まででございます。限度額につきましては540万円でございます。大和中学校スクールバス運行業務委託、27年度まででございます。限度額につきましては1億1,865万円でございます。宮床中学校スクールバス運行業務委託、27年度まででございます。限度額につきましては1億1,550万円でございます。

続きまして、13ページをお願いしたいと思います。

第3表の地方債の変更でございます。宮床中学校体育館に係る起債でございます。「5,900万円」から「6,270万円」へ370万円の追加、増加を見込むものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書、3ページをお願いしたいと思います。

一般会計補正予算のまず歳入でございますけれども、第1款町税第1項町民税2目法人町民税、現年課税分5,000万円の追加計上を見込んだものでございます。

第11款第1項地方交付税につきましては、確定いたしました普通交付税5,000万円を追加で見込んだものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金の第1目民生費国庫負担金のうち2節障害者援護費負担金7,198万2,000円につきましては、歳出の増加見込みによる国庫負担分2分の1分の計上となっております。

3節子ども手当負担金3億190万円の減額及び5節児童手当負担金につきましては、制度改正によるところの予算の組み替えとなっているものでございます。

同じく、3目教育費国庫負担金1,071万5,000円につきましては、宮床中学校屋内体育館国庫負担金の追加分でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

同じく、2項1目1節の障害程度区分認定等事業費6,000円、2節の次世代育成支援対策推進事業費、減額5,000円は、それぞれ事業費確定見込みによります調整を見込んだものでございます。

6目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金7,000万円でございますけれども、基金への積み立て相当分を見込むものでございます。

第16款県支出金第1項1目2節3,599万1,000円の障害者自立支援給付費につきましても国庫負担事業の4分の1分を見込んだものでございます。

同じく、3節子ども手当負担金5,465万3,000円の減額及び5節6,201万3,000円の追加につきましても制度改正によります組み替えとなっております。

同じく、2項県補助金1目2節の障害者自立支援特別対策事業費6万7,000円につきましては、3件分の補助金を今回見込んだものでございます。

3節児童福祉費補助金189万5,000円の減額につきましては、記載2事業の減額によるものでございます。

続きまして、5ページでございます。

3項委託金1目総務費委託金13万7,000円につきましては、説明掲載の4統計事業委託金の増減による調整となっております。

2目土木費委託金3万円につきましては、建築実態調査事務費を見込んだものでございます。

3目教育費委託金76万2,000円につきましては、小中連携英語教育推進事業費50万円、学校運営に資する取り組みに関する事業費26万2,000円を見込んだものでございます。

17款財産収入1項2目の1節の利子収入12万7,000円につきましては、五つの基金の確定見込みによります調整となっております。

同じく、2項1目2節立木売払収入763万円につきましては、宮床山田部分造林地立木売払収入でございます。

同じく、2目1節の物品売払収入につきましては、公用車等売払収入となつてございます。

続きまして、6ページでございますけれども、18款1項4目1節ふるさと寄附金につきましては、町内で開業されております眼科医さんからのご寄附分を今回見込んだものでございます。

20款繰越金につきましては、歳出見合いでの2,998万4,000円の計上となつてございます。

21款諸収入5項3目1節雑入につきましては、農業者年金業務委託手数料8万6,000円、過年度の後期高齢者医療給付精算金889万6,000円を見込むものでございます。

22款町債につきましては、先ほどご説明を申し上げました宮床中学校屋内体育館に係る起債となつてございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

7ページでございます。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目議会費でございます。

3節職員手当等につきましては、議員改選に伴います期末手当の減額分を補正するものでございます。

4節共済費につきましては、事務局職員の共済費の調整を行ったものでございます。

9節旅費につきましては、議員研修に要する旅費を補正するものでございます。

10節交際費につきましては、議長交際費の補正でございます。

2款1項1目一般管理費でございます。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、組織見直しに伴う人事異動によります人件費の調整によるものでございます。

以下、各節の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、同様の調整によるものでありますので説明は省略させていただきます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、3目財政管理費でございますけれども、25節積立金につきましては、基金から生じた利子の確定見込みによります追加積み立てと寄附相当分の積み立てとなっております。

続きまして、8ページになりますけれども、5目財産管理費の13節業務委託料につきましては、町のマイクロバスの運行委託料、それから19節交付金につきましては、分収造林契約に基づきます宮床山田部分林組合への歳入の8割分の交付となっております。

議長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

続きまして、6目企画費でございます。来年2月上旬から3月上旬にかけて王城寺原演習場において沖縄県道104号越え米軍移転訓練が実施されることに伴いまして、住民の安全確保及び不安解消のための対策事業といたしまして、パトロール、騒音測定、デモ対策に係る費用並びに先ほど説明をいたしました防衛施設周辺調整交付金基金積立金の計上を行うものでございます。

3節職員手当につきましては、職員の時間外手当でございます。

11節の需用費でございますが、これはパトロールのための公用車等の燃料代等でございます。消耗品については減額補正をしておりますが、これにつきましては既存の予算との調整で減額をしておるものでございます。

25節積立金につきましては、防衛施設周辺調整交付金基金積立金の創

設を行うものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
税務課長庄司正巳君。

税務課長 （庄司正巳君）
2項徴税费2目賦課徴収費でございます。
4節共済費につきましては、臨時職員に係る社会保険料でございます。
7節賃金につきましては、償却資産申告書入力に伴う事務補助員に係る費用でございます。
13節委託料につきましては、平成25年度住民税改正に伴う電算システムの変更に係る業務委託料を計上いたしましたものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）
5項1目統計調査費でございます。指定統計調査に係る経費を補正するものでございます。
1節報酬につきましては、就業構造基本調査、工業統計調査等に係る調査員の報酬を補正するものでございます。
3節職員手当につきましては、統計調査に従事する職員の時間外手当の精算に伴う減額でございます。
8節報償費は、統計調査に記入していただいた方への謝礼品の精算に伴う減額でございます。
9節旅費につきましては、これから実施となります統計調査の指導員の費用弁償を増額補正するものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、10ページ、お願いいたします。

3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。

25節の積立金につきましては、長寿対策基金預金利子の補正をお願いするものでございまして、当該基金へ利子相当分を積み立てするものでございます。

28節の繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

13節の委託料につきましては、ひとり暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯への寝具のクリーニングサービス委託料でございまして、利用者の増によります実績見込みの補正をお願いするものでございます。

19節の負担金につきましては、宮城県シルバー人材センター連合会への市町村の負担金でございまして、今年度より大和町のシルバー人材センターが国庫補助適用法人となりましたことにより、本町の負担金が2万円となりまして、当初予算1万円で行ったので、今回不足相当分の1万円をお願いするものでございます。

20節扶助費でございます。これにつきましては介護用品の補助でございまして、おむつ購入券への助成費用でございます。今年度の最終実績見込みによります補正をお願いするものでございます。

28節の繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金でございまして、特別会計の補正予算の中でご説明をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

12節の役務費につきましては、障がい者の各種サービスに関しますサービス内容の適、不適の審査、これにつきましては宮城県の国保連合会に委託しているものでございますが、24年度の利用実績見込みによります補正をお願いするものでございます。

13節の委託料につきましては、障がい者への福祉サービス並びに生活相談業務並びに障がい者皆様の支援に関する相談業務につきましては、黒川郡内の4カ町村が宮城県の社会福祉協議会、ぱれっとよしおかさんに委託しておりますが、24年度の委託金額の確定に伴いまして執行残額

の減額補正をお願いするものでございます。

19節の補助金につきましては、地域移行支度経費支援事業と言いまして、平成24年度、今年度より国、県の補助事業としまして施設入所者が自宅並びにほかの施設に移行する場合、移る際に、その引っ越し費用相当分としまして1人当たり3万円が支出されることになりまして、今回3名の方が移ることになりましたので9万円の補正をお願いするものでございます。

20節の扶助費でございます。これにつきましては、今年度より障がい者給付制度の改正によりまして障がい者へのサービス提供の幅が広くなり緩和されたことによりまして、利用者のサービス量の増加、全体として昨年より1.5,6倍の量になりましたことにより、今年度の実績見込み見合いによる補正をお願いするものでございます。詳細の部分の補装具につきましては、利用実績の見込みによる補正61万7,000円をお願いするものでございます。

次のページ、11ページ、お願いいたします。

23節の償還金につきましては、平成23年度に国、県の補助事業としまして実施しました地域生活支援事業という事業でございますが、この事業の精算確定したことに伴いまして国、県の補助金を今年度に返還するものでございます。

続きまして、5目ひだりまの丘管理費、13節委託料につきましては、ひだまりの丘の施設管理維持費用でございますが、この委託料につきましては、平成24年度から平成26年度の3カ年分を債務負担行為としまして昨年度12月議会におきましてご承認賜ったところでございますが、3カ年分のうち平成24年度、今年度支払い分が確定したことに伴いまして395万9,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節の負担金につきましては、宮城県後期高齢者連合会への本町の負担金でございます。本町の75歳以上の皆さんの保険料の確定見込みによる金額を計上するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

同じく11ページ、3款2項2目児童措置費につきましては、子ども手当支給事業から児童手当支給事業に制度が変更になったもので、この中の20節扶助費につきましては、実績見込みによる増額と組み替えを行うものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所の現状施設の中で定員をふやして待機者の解消につなげたいということでの諸経費を計上したものでございます。

7節賃金につきましては、保育業務に係る事務補助員の賃金でございます。

11節につきましては、もみじヶ丘保育所調理室とホールの間にあります棚の撤去と壁の修繕に要するものでございます。

12節手数料につきましては、検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、保育業務システム機能改修に要する経費、同じく保育所の調理室の整備業務と大和保育所からの備品等の移築を業者に委託する予定での業務委託料を計上したものでございます。

18節備品購入費につきましては、児童用ロッカー、調理用ガスレンジの購入を行うものでございます。

19節補助金であります、菜の花保育園で行っている一時預かり保育に対し補助するもので、実績見込みによるものでございます。

同じく5目児童館費13節委託料につきましては、もみじヶ丘児童館特殊建築物定期報告調査に要する業務委託料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、次のページ、13ページ、お願いします。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

7節の賃金でございますけれども、この賃金につきましては、臨時保健師の賃金をお願いするものでございまして、今年の10月1日より東日本大震災復興支援としまして保健福祉課正保健師1名を石巻市に派遣したことに伴いまして、欠員となった部分の補充をお願いするものでございます。

28節の繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございまして、当該会計の人件費が確定したことに伴いまして6万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、7節賃金、8節報償費、13節委託料の補正をお願いするものでございますが、これにつきましては今年予防接種制度の改正によりまして、これまでのポリオ、すなわち小児麻痺でございますが、この小児麻痺の予防接種が今年の9月から生ワクチン使用から不活化ワクチン、不活化ワクチンといたしますのはウイルスを殺したワクチンでございますが、この使用に義務づけられたことによりまして、これまで集団接種としてお医者さん、看護師さんをお願いして現場で行っていたものが医療機関それぞれのお医者さんで個別接種となったことによりまして、医療機関へ、医師会へ委託することになったことによるものでございます。さらには、今年の11月の1日より定期予防接種としまして4種混合ワクチンが導入されまして、これまでの3種混合、すなわちジフテリア、百日咳、破傷風というものに対しまして、さらにもう1種、不活化ポリオワクチンを組み合わせたワクチンとしまして4種混合ワクチンを予防接種することに新たに決まりましたことによりまして、これにつきましても新たに医療機関、医師会へ委託することになったものでございます。これらのことによりまして、看護師等の賃金、お医者さんへの報償費等を減額しまして委託料の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

同じく、3目環境衛生費の14ページ、19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきまして町有害鳥獣被害対策協議会への負担金でございます。本年度は熊、イノシシの出没が大変多く、その駆除活動が多かったことによりまして、その活動経費負担の増額をお願いするものでございます。主に熊の駆除に対しましては、半日出役が延べ185人、一日出役が42人というふうになっておりまして、またイノシシにつきましては、半日出役が延べ180人というふうなことになっておりまして、これらに対応する出役の日当分でございます。このほかにイノシシ1頭捕獲した場合に1頭につき1万円の報奨金を支払うことにしておりまして、今回3頭分の報奨金もこの中に含まれているというものでございます。

続きまして、14ページの5款農林水産業費1項農業費5目の農地費でございます。この28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

6目の水田農業対策費の7節賃金でございますが、この費目についてはすべて人・農地プランのアンケート調査に係る費用でございます。7節賃金につきましては人・農地プラン作成に向けた全農家へのアンケート調査を実施することにしてございまして、それに伴います発送、それから集計等に係る臨時職員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、アンケート用紙代、それから12節役務費につきましては、アンケートの郵送料でございます。

続きまして、15ページをお開きをいただきたいと思っております。

6款商工費1項2目の商工振興費でございます。

9節の旅費につきましては、企業誘致活動に要するものでございまして、首都圏を中心に毎月会社訪問を行っているところでありますが、今後の活動に不足が見込まれますので増額補正をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、リサーチパーク西地区に読売新聞社が立地が決定しておりますが、その歓迎の看板を設置するものでございます。

19節補助金につきましては、企業立地促進法による固定資産税の減免

額の確定に伴いまして、町の奨励金の対象額が減額となるものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

続きまして、議案書16ページをごらんになっていただきたいと思います。まず、

7款土木費でございます。

まず、1目土木総務費、これにつきましては人件費の調整によるものでございます。

続きまして、2項道路橋りょう費の1目道路維持費でございます。これにつきましては、側溝の修繕料を計上をしたものでございます。

同じく、2目道路新設改良費でございますが、これにつきましては12節役務費につきましては、手数料ということで下の19節の負担金ということで上水道の加入金ということで、これにつきましてはターミナルの水道の加入金だったんですが、役務費に当初計上していたもので19節へ科目更正をしたものでございます。下の火災保険料につきましては、ターミナルの火災保険料2,000円の計上でございます。

17節公有財産購入費でございます。これにつきましては、町道の柿ノ木線の不動産鑑定の結果による補正によるものでございます。

19節につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

続きまして、4目交通安全費でございますが、これにつきましては、カーブミラーの原材料の購入費でございます。

続きまして、17ページをごらんになっていただきたいと思います。

4項の都市計画費でございます。

1目都市計画総務費でございますが、これにつきましては人件費の調整でございます。

2目下水道費、これにつきましては、下水道事業特別会計へ繰出金と

いうふうな数字でございます。

3目公園費、これにつきましては、杜の丘の調整池のブロックの補修工事によるものでございます。

続きまして、5項住宅費でございます。これにつきましてはの需用費につきましては、現在震災によりブルーシートで屋根が覆われている状態の木造住宅がございますが、それをトタン屋根に修繕する費用を計上させていただいております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 (伊藤眞也君)

8款1項3節消防施設費の需用費でございますが、共同の敷地内に設置しております防火水槽のマンホールに不具合が生じたので、その修繕に要する経費でございます。

4目水防費の旅費につきましては、大雨の際等に出動していただきました水防団の出動手当に不足額が生じたので今回補正するものでございます。

5目災害対策費の12節役務費でございますが、地震や水害など大きな災害が発生した場合に、その情報を大和町の区域内に所在する携帯電話、これにメールで配信する緊急エリアメールというものを導入し運用するための経費を補正計上するものでございます。このシステムにつきましては、携帯電話はN T T ドコモ、a u、ソフトバンク、それぞれの各社の携帯電話にメール配信できるというものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

それでは、18ページのほう、ごらんになっていただきたいと思います。

9款教育費 1項教育総務費 2目事務局費 8節報償費につきましては、小中連携英語教育推進事業調査研究指定に伴いますクラスにおける英語教育のグループ指導の際の補助員に対します謝礼分を補正をお願いするものでございます。

9節旅費につきましては、小中連携英語教育推進事業における先進地視察及び学校事務の共同実施推進の事業におけます先進地視察への旅費の補正をお願いするものでございます。

11節需用費、消耗品費並びに印刷製本費につきましては、印刷用の紙代、印刷用のマスター用紙代、インク、コピー用紙、参考図書及び研究成果のまとめ書の印刷代の製本代というふうになっております。以上の補正をお願いするものでございます。

12節役務費につきましては、連絡用の切手代等でございます。

19節負担金補助及び交付金うち補助金につきましては、私立の私立幼稚園就園奨励費の24年度確定見込み額に対しましての当初予算に追加しまして補正をお願いするものでございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金積立金の利子相当分に対します利子の積み立て補正をお願いするものでございます。

次に、2項小学校費 1目学校管理費11節需用費の消耗品につきましては、小学校6校、分校1校での学校用備品、A E D（自動体外式除細動器）のバッテリー及びパッドの法定交換に要します費用について補正をお願いするものでございます。

3目施設整備費うち15節工事請負費につきましては、小野小学校でのクラス増対応のための特別教室間仕切りに要します工事費について補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、クラス増によります管理用備品、教材備品の購入に要します費用の補正でございます。品目は、机、椅子等でございます。

次のページをごらんになっていただきたいと思います。

19ページをお願いします。

3項中学校費 1目学校管理費11節需用費の消耗品につきましては、中学校での学校備品、A E Dのバッテリー及びパッドの法定交換に要しま

す費用の補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、中体連の東北大会参加及び全国大会に参加しました中学校に対します大会参加経費分について補正をお願いするものでございます。全国大会は卓球の女子、東北大会につきましても卓球の女子、水泳、さらには柔道というふうになってございます。

3目施設整備費うち18節備品購入費につきましては、中学校での特別支援学級のクラス増に対します管理用備品の購入に要します経費の補正でございます。

4目中学校建設費うち12節役務費につきましては、宮床中学校屋内運動場建設に伴います建築物の完成検査時に要します検査手数料分につきまして補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費につきましては、宮床中学校の屋内運動場の体育館用備品、フロアシート、同巻き取り器等でございますが、それに要します経費を当初予算に追加しての補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

それでは、続きまして9款1項社会教育費1目社会教育総務費でございますが、報償費に対しまして旅費、需用費、役務費の放課後子ども教室事業におきましてスタッフをふやすため予算を組み替えるものでございます。

続きまして、4目まほろばホール管理費18節備品購入費でございます。CDレコーダー及びカセットデッキ、大ホールステージ用3台を購入するものでございます。

続きまして、9款5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。

報償費につきましては、スポーツ支援奨励金不足分を補正するものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、スポーツ少年団1団体ふえましたので、それによります補正でございます。

続きまして、6目自転車競技場管理費でございます。

11節需用費修繕料でございますけれども、18節備品購入費のほうから組み替えをいたしまして、自転車の競技場走路のクラックの修繕をするものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

10款の災害復旧費でございます。

ことし10月1日発生の台風17号によりまして、町内の町道の路肩並びに法面の崩落がございましたので修繕料を計上したものでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

11款公債費でございますけれども、元金の増加につきましては、財政融資資金の一部におきまして借り入れから10年を経過したもののうちの利率の見直しが行われまして、これが元利均等償還のため元金につきましては40万3,000円増加したものでございます。並びに、都市開発資金転貸債おきまして60万円の増加がございまして、合計100万3,000円の増加となったものでございます。

利子につきましては、財政融資資金の10年経過分見直しによる減額及び平成23年度借り入れ分の利子、当初2%見込んでおりましたものが1.2%になったことによる減額となったものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

議案書の14ページをごらんいただきたいと思います。

議案第79号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,794万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億5,110万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、15ページの第1表、歳入歳出補正予算によるものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の31ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

7款1項1目1節につきましては、高額医療費共同事業交付金につきまして事業確定見込みによる計上でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に確定事業の見込みによる計上でございます。

8款1項1目1節につきましては、平成24年度基金利息見込み額の2,000円を計上したものでございます。

9款1項1目3節につきましては、一般会計から繰り入れされている職員給与費について計上したものでございます。

10款1項2目1節につきましては、前年度からの繰越金を300万円増額補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

32ページ目をお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、国保業務に従事する職員の給料及び手当等の調整でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源の充当をしたものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましては、不足額が見込まれますので300万円を追加補正するものでございます。療養費につきましては、療養のため医師の指示により義足やコルセットの装置したときの費用とか柔道整復師からの施術を受けたとき、またあるいは保険証を切りかえ途中などで持参しないで受診したときなどが療養費として支給されることとなっております。

2款2項1目一般被保険者高額療養費については、財源の充当をしたものでございます。

6款1項でございます。1目高額医療共費拠出金と2目保険財政共同安定化事業拠出金がありまして、どちらも県内全市町村が資金を拠出したしまして負担の変動を緩和する事業でございます。高額医療費共同事業は、1件80万以上の高額医療費の分で、保険財政共同安定化事業は1件30万円以上の医療費について県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業です。それにつきまして、今回国保連合会からの見込みがありましたので補正額を計上するものでございます。

8款1項につきましては、財政調整基金積立金の利子について2,000円の追加補正をするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書16ページ、お願いいたします。

議案第80号 大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に5,107万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億1,126万7,000円とするものでござい

ます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

別冊の事項別明細書の39ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、国からの法定負担分としまして介護給付費総額の15%相当分の給付費の補正でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、現年度分の調整交付金につきましては、やはり法定負担分の交付見込み額の補正をお願いするものでございます。

4款支払基金交付金1項1目介護保険給付費につきましては、40歳から64歳までの一般的に現役世代と言われる皆さんの負担相当分の支払基金よりの交付金でございますが、法定負担分29%相当分の24年度実績見込みによる補正でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金1節現年度分につきましては、やはり宮城県からの法定負担分17.5%相当分でございますが、この分の介護保険実績見合いの補正をお願いするものでございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金につきましては、町からの法定負担分の繰り入れでございますが、これにつきましても実績見込みの見合いによります補正をお願いするものでございます。

次のページ、40ページ、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費4節の共済費でございますが、人件費の調整でございます。

3項認定調査等費1目認定調査等費につきましては、特に9節旅費でございますが、認定調査員の費用弁償の調整でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費の2目から4目につきましては、それぞれ施設介護、居宅介護、地域介護の給付サービスにおきます実績見合いの補正をお願いするものでございます。

41ページ、お願いします。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費につきましては、

介護サービス費の限度額を超えた分につきまして補填給付するものでございまして、実績見合いの補正をお願いするものでございます。

3目高額医療合算介護サービス費につきましても同様の実績見合いの補正をお願いするものでございます。

4項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費につきましては、借楽園への入所者5名の皆さんへの相当分の宮城県国保連合会への負担金の補正をお願いするものでございます。

3款諸支出金1項2目償還金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成23年度におきます介護報酬改定等に伴います電算システムの改修事業を補助事業として行いました。この精算によります国への償還金、返還金をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費4節共済費につきましては、人件費の調整でございます。

7節につきましては、来年、25年1月より保健福祉課の社会福祉士、女子職員でございますけれども、この産休に伴います臨時職員の賃金の補正をお願いするものでございます。

13節の委託料につきましては、予防委託、ケアプラン作成の件数の増加による実績見込みによる補正をお願いするものでございます。

次のページ、5目任意事業費12節の役務費につきましては、ひとり暮らしの皆様等をお願いしてあります安心コール機器の設置手数料でございまして、平成24年度、今年度の実績見合いの補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第81号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ1,022万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,882万9,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の45ページでご説明をいたします。歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、公共下水道管路施設の長寿命化対策事業において増額となる補助事業費400万円の補助率2分の1の計上200万円について増額補正をするものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整、施設管理費及び補助事業費分の増による補正でございます。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、財源調整による補正をするものでございます。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、消費税の還付金でございます。

次に、46ページになります。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費であります。一般管理費、施設管理費に要する費用でございます。

4節につきましては、共済組合負担金と共済費の人件費調整であります。

11節需用費の修繕料につきましては、主に県道の舗装災害復旧工事に伴いまして占用物件であります下水道のマンホールの蓋の高さの調整及び下水道マンホール蓋周辺の段差発生に伴います現場の舗装のすりつけ等に要する所要額について補正を行うものでございます。

12節役務費につきましては、下水道本管の緊急清掃に要する所要額の補正をするものでございます。

13節委託料は、災害復旧工事の実施箇所におきます下水道台帳修正業務委託について補正をお願いするものでございます。

2項の下水道建設費につきましては、公共下水道単独事業と補助事業に要します費用でございます。

1目建設費3節職員手当等につきましては、地震災害復旧工事に係ります時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。

4節共済費につきましては、共済組合負担金と人件費の調整でございます。

15節工事請負費につきましては、下水道管路施設の長寿命化対策工事に係るものでありますが、増嵩に伴いまして所要額を補正するものでございます。

2款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、本年に繰り上げ償還を実施しまして、その低利の借りかえを行ったことによりまして償還額が変更となり今回補正をするものでございます。以上でございます。

次に、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第82号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,334万3,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の51ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整による減額の補正でございます。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。

4節につきましては、共済組合負担金と共済費の人件費調整でございます。以上でございます。

次に、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第83号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,316万3,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の54ページでご説明をいたします。歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に基づく財源調整により減額補正をするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費及び2項1目合併処理浄化槽建設費につきましては、4節の共済組合負担金と共済費の人件費調整でございます。以上でございます。

次に、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第84号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条、総則でございます。平成24年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的支出でございます。平成24年度大和町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出でございます。

第1款水道事業費用に37万8,000円を追加し、合計を7億9,872万4,000円とし、1項営業費用にも同額を追加いたしまして7億6,948万6,000円とするものでございます。

次に、3条の資本的支出でございます。

予算第4条本文括弧書き中「2億2,737万2,000円」を「2億2,755万4,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1億7,297万2,000円」を「1

億7,315万4,000円」に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。

第1款の資本的支出を18万2,000円を追加しまして合計を3億1,644万5,000円といたしまして、1項建設改良費につきましては7万1,000円を減額し2億3,432万1,000円に、3項国庫補助金返還金は25万3,000円を追加いたしまして合計額も25万3,000円とするものでございます。

次に、第4条、債務負担行為でございます。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものでございます。

水道料金調定システム及び公営企業会計システムの機器賃貸であります。期間を平成25年度から平成29年度までの5カ年とし、限度額を3,000万円、また同システムの保守であります。期間は同様に5カ年、限度額を900万円といたすものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)の職員給与費を4,508万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の58ページからご説明をいたします。

平成24年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費であります。手当、法定福利費につきましては人件費の調整でございます。そのうち手当は水道施設の漏水発生などの緊急対応時の調査復旧に係る時間外勤務手当につきまして補正をお願いするものでございます。

次に、59ページの資本的支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費2目鶴巢落合線配水管強化事業費の法定福利費は、人件費の調整でございます。

3項1目国庫補助金返還金につきましては、根古・若畑簡易水道の平成23年度実施いたしました災害復旧工事の補助金に係るものでございま

すが、補助金を含む特定収入額が課税売上額の5%を下回ったために、補助金の交付要綱に基づきまして消費税申告におきまして国庫補助金の消費税相当額につきましても返還をするものでございます。

次に、63ページの債務負担行為に関する調書でございます。

水道料金調定システム及び公営企業会計システムの機器貸借とシステム保守につきましての債務負担行為を予定するものでございます。システムの機器貸借につきましては、限度額を3,000万円、当該年度以降の支払い義務発生予定額も同額の3,000万円、期間を平成25年度から平成29年度までの5カ年といたしまして、システム保守につきましては限度額を900万円、当該年度以降の支払い義務発生予定額も同額の900万円、期間は機器貸借と同額の5カ年とするものでございます。

なお、その財源につきましては、営業収益により措置をするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

議案書の26ページをごらんになっていただきたいと思ひます。

議案第85号 黒川地域土地開発公社の解散についてでございます。

黒川地域土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事由につきましては、公共用地、公用地等の取得について、黒川地域土地開発公社によることなく、円滑かつ適正に行われるようになったことと将来的に同公社を利用する計画がないことなどから、同公社を解散するものでございます。

別冊の説明資料をごらんになっていただきたいと思ひます。

議案第85号関係の資料といたしまして添付させていただいております。

平成23年度黒川地域土地開発公社財産目録につきまして資料の1ページ、お開きになっていただきたいと思ひます。

ここにまとめさせていただいたものが財産目録ということで、24年の3月31日現在のものがございます。

まず、上のほうの表でございますが、資産の部、流動資産、普通預金といたしまして1,321万2,423円、それから定期預金といたしまして4町村250万ずつ出資いたしまして1,000万円でございます。合計2,321万2,423円でございます。

下の表に移っていただきまして、負債の部でございます。これにつきましてはございませんでしたのでゼロというふうなものでございます。

正味財産2,321万2,423円ということで、この金額を設立いたしました4町村に分配するものでございます。

続いて、裏面をごらんになっていただきたいと思っております。

このページにつきましては、今後公社解散のスケジュールをまとめさせていただいております。本議会でご承認をいただきましたらば、宮城県に公社解散認可申請を提出いたしまして、予定では年明けの1月に宮城県から公社解散の認可がおりる予定でございます。その後、解散及び清算人就任の登記申請を行いまして、2カ月間の公告をいたしまして、清算結了登記を行うことにより清算手続は終了することになります。予定では年度末、3月に解散の手続が終了予定となっております。

以上で解散の件について説明を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）
総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）
議案書の27ページでございます。
議案第86号 黒川地域行政事務組合の規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

28ページ、別紙でございますが、黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約ということで、黒川地域行政事務組合同規約の一部を次のように変更するものでございます。

これにつきましても条例議案等の説明資料、第75号、76号、第86号関係を見ていただきたいと思います。新旧対照表の右側、旧の部分でございますが、第3条の第17号、「障害者自立支援法」、これアンダーラインがついておりますが、この法律名が今回変わりました。左側の新しいほうで第3条の第17号で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という法律の題名が変わったことに伴う改正というものでございます。

28ページの議案に戻っていただきます。

附則としまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、12月6日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月6日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、7日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 4 3 分 延 会